# 平成28年白老町議会財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成28年10月20日(木曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 4時14分

# 〇会議に付した事件

- 1. 白老町財政健全化プラン見直しに関する調査
- (1) 財政健全化プランに係る重点事項の状況について
- ①公共下水道事業
- ②国民健康保険事業特別会計
- (2) 重点事項の討議について
- ①港湾事業
- ②第三セクター等改革推進債
- ③事務事業
- ④補助金
- 2. 次回開催について

# 〇出席委員(13名)

委員長小西秀延君 副委員長 及 川 保 君 委 員 山 田 和 子 君 委員吉谷一孝君 員 吉 田 和 子 君 委 員 広 地 紀 彰 君 委 委 員 氏 家 裕 治 君 委 員 森 哲也君 員 大 渕 紀 夫 君 委 委 員本間広朗君 員 西 田 祐 子 君 委 委 員 松 田 謙 吾 君 委 員 前 田 博 之 君 議 長 山 本 浩 平 君

#### ○欠席委員(なし)

### ○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長 古 俣 博 之 君 財 政 課 長 大 黒 克 己 君 上 下 水 道 課 長 工 藤 智 寿 君 町 民 課 長 畑 田 正 明 君 上下 水 道 課 主 幹 春 藤 誠 一 君 上 下 水 道 課 主 幹 吉 田 守 君

# ○職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長 南 光 男 君

 主 査 増 田 宏 仁 君

 主 任 葉 廣 照 美 君

# ◎開会の宣告

**〇委員長(小西秀延君)** これより、白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

○委員長(小西秀延君) 本日の委員会の日程についてでありますが、白老町財政健全化プラン見直しに関して、本日はレジメに記載のとおり、1番目、財政健全化プランに係る重点事項の状況について。

1点目「公共下水道事業」、2点目「国民健康保険事業特別会計」について説明を受ける予定であります。その後、時間があれば、2番目の重点事項の討議について入りたいと思います。

1点目、港湾事業、2点目、第三セクター等改革推進債、3点目、事務事業、4点目、補助 金の4項目の討議を、時間があればやる予定としております。

1番目の財政健全化プランに係る重点事項の状況について、担当課からの説明を受け、順次、 質疑を行うことといたします。町側の説明に関し疑問の点がありましたらご確認願います。

それでは、財政健全化に関する調査を行います。9月26日、特別委員会開催時に配布しております資料に基づき、まず1点目、公共下水道事業について、担当課からの説明を求めます。 古侯副町長。

○副町長(古俣博之君) おはようございます。調査特別委員会のきょうの開催の前に、理事者のきょうの対応について、議員の皆様方にお詫びを申し上げたいと思います。本来ならば、町長含めて対応しなければならないところでございますが、町長のほうは北海道港湾協会の一員として、ただいま東京のほうで全国大会、それから港湾の中央要望、それからクルーズ船等の誘致、PR等のために出張しておりますので、きょう出席できておりません。それからまた、きょう、これから話になります、公共下水道の関係について、担当の岩城副町長のほうは、象徴空間の整備協議のために北海道開発局のほうに出ているということになりますので、きょう出席できておりません。そういうことの中での特別委員会というふうなことになりますけども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** それでは、公共下水道の件につきまして、これからご説明をさせていただきたいと思います。

本日の公共下水道事業につきましては、白老町財政健全化プラン7ページにございます、財政健全化に向けた重点事項の9番目ということで、下水道使用料を改定しますということでの取り組みということで進めているものでございます。今回説明する資料につきましては、9月26日に開催いたしました重点事項の状況についてという資料の5番目が残ってございましたので、ここが今回、公共下水道についての資料ということになりますので、これに沿った形で説明をさせていただきたいと思います。

- (1) につきましては、取組方針の健全化プラン、下水道使用料を改定しますということでございます。
- (2) の説明以降につきましては、担当の上下水道課のほうから説明をさせていただきたいと思います。
- 〇委員長(小西秀延君) 工藤上下水道課長。
- **〇上下水道課長(工藤智寿君)** それでは、私のほうからご説明させていただきたいと思います。

6ページをご覧になっていただければと思いますが、(2)説明、健全化プラン、公共下水道 事業を維持していくためには、施設の老朽化による維持更新費用や企業債の償還など一定の経 費が必要となるため、利用者の応分の負担が必要であることから、今後の下水道事業計画及び 経費の見直しを行った上で、平成27年度に下水道使用料金の改定を実施する予定です。

なお、こちらの(2)につきましては、当初の健全化プランの記載されているものをこちら に載せさせていただいてございます。

- (3)現在までの状況、平成27年度に下水道使用料8%の改定を行っております。今後においても、原則として4年に一度の見直しを行うとしているところです。
- (4) 今後の課題と展望、下水道事業に関しては、原則として使用料の定期的な見直しを行い、その運営を行うこととしますが、消費税増税等の社会情勢の変動等を斟酌しながら検討を 進めることが必要だと考えています。

なお、今後は施設の老朽化等への対応や公会計への移行に係る経費の増大も見込まれることから、一層の経営改善に努め、繰出金の縮減を図ることが必要です。次、表になりますが、繰出金の推移ということで記載させていただいております。こちらについては記載しているとおりでございますが、見ていただいておわかりになるかと思いますが、当初の健全化プランよりも繰出金額が増加しております。その理由の一つとしましては、平成26年8月に公営企業会計移行の概略が総務省のほうから示されております。平成27年につきましては、具体的に人口3万人以上の自治体にあっては、平成27年度から31年度までの5年間に公営企業会計の導入を義務づけており、また人口3万人以下の自治体においては、できるだけ速やかに移行するように要請されているところでございます。私どもとしましては現在も公営企業への移行の要請はされておりますが、こちらの移行に係る経費と管路図のシステム化、電算化を含めた経費が増加したものであります。

もう1点は、平成10年ごろより老朽化が著しいし尿処理施設の更新が課題であり、更新を図ってまいりたいとの思いがありましたが、この更新には莫大な費用がかかることから、補助金を活用する方針を検討しておりました。平成22年に国から示された補助メニューは現行制度と同じ補助内容でありますが、この補助金を活用し、し尿処理施設の更新を図ってまいりたいと検討しておりましたが、予算の都合上、断念し現在に至ったものであります。この補助メニューは、社会資本整備総合交付金というメニューの中の一つにありまして、5年に一度の大きな

見直しが今まで行われております。昨年、平成27年に次回の見直し、5年後になりますが、平成31年には補助対象範囲が少なくなり補助金が削減されるとの見通しが高い状況であります。 このことから、より優位なこの補助メニューを活用し、今まで懸案であったし尿処理施設の更新を図り、費用負担を少なくしてまいりたく現在北海道と協議中であります。

なお、この協議の中で一定の方向性が見えた段階で議員の皆様にお示しし、協議させていた だきたいと思っております。

このように、当初の健全化プランには記載のない公会計制度移行や補助メニューを活用したし尿処理場の更新を今回の見直しに記載させていただいたものであります。詳しくちょっとお話しさせていただきますと、平成28年度、29年度につきましては、当初プラン3,600万円、3,000万円の増加となっております。内容につきましては、起債事業の精査を行ったことにより起債の借入金が減少したことと、それから消費税課税収入の増加に伴って納付額の増加に伴ったものが主な要因となっております。平成30年度、31年度においては、当初プランより1億100万円、8,000万円の増加となっておりますが、内容につきましては、先ほど申し上げました公営企業会計移行のための会計システム台帳整備、管路図のシステム化と、し尿処理場の更新に係る費用の追加によるものです。平成32年度については、当初プランより5,900万円の増加となっておりますが、内容につきましては、起債対象事業の精査を行ったことにより借入金の減少、消費税課税収入増による納付額の増加に伴ったものが主な原因であります。

次の下段の表になります。平成27年度に8%の料金改定を行わせていただきましたが、平成26年度の使用料金収入となった使用水量をもとに計算した結果、このように差引額という形で数字があらわれたものでございます。

以上、簡単ではありますが説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** 私のほうから、若干補足で説明をさせていただきたいと思います。

今、工藤上下水道課長のほうから説明ございました繰出金の推移のところでございます。当初のプラン見込みよりも逆に実績としてふえるという見込みを立ててございますが、もちろんこれによって下水道会計が赤字になるということは、当然、今後の健全化という部分では避けなければならないということで、この辺にかかる一般会計の繰出金につきましてはきちんと繰り出しをして、赤字を出さないという会計運営をさせなければならないというふうに考えております。その上で、これだけふえるということで、では全体として状況がどうだという内容につきましては今回ちょっとお示ししてございませんが、これにつきましては他の繰出金も含めて繰出金のそれぞれの内容、それと全体の財政状況、収支見通しを11月の早い時期にお示しいたしますので、その段階でまた議論をいただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

**〇委員長(小西秀延君)** ただいま説明が終わりましたが、質疑のあります方はどうぞ。

11番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) おはようございます。先ほど、工藤上下水道課長、ご説明いただきましたけれども、平成28年から32年まで効果額が非常に減っているという部分で説明いただきましたけども、これから議論していく中で、やはり口頭だけの説明ではなくて、実際にどういうところにいくら金額がかかるのかというのが、今回何も数字が示されていないのですね。そうなってきますと、根本的な問題としてこの下水道事業をきちんと続けていくために、それをやるのか、それともこのお金はもったいないといったら変な言い方ですけれども、このお金はかけられないから、ここからここまで下水道事業をやめようかとか、こういう仕事はやめようか、やりましょうかとか、そういう取捨選択の段階でちょっと判断つかない部分があるのですけども、もう少し細かい数字というのは出していただけないものなのでしょうか。

# 〇委員長(小西秀延君) 工藤上下水道課長。

〇上下水道課長(工藤智寿君) 大変失礼いたしました。資料については詳しいものについて は、後ほどお渡しできればというふうに考えておりますが、数字的なもののお話しをもしさせ ていただけるのであればちょっとさせていただきたいと思っております。大変遅くなりまして すいません。28 年度、29 年度、先ほど当初プランより 3,600 万円、それから 3,000 万円の増加 というお話の中で、起債対象事業の精査を行ったことにより借入金が減少したという部分と、 消費税の納付額が増加しましたという部分でございますが、金額的には今、当初の予算ベース の見込みの中では起債対象額が、要は借り入れの部分になりますが、プランでお示ししていた よりも1,690万円、約1,700万円程度、こちらのほうが減少したというような状況でございま す。それから大きなものでいいますと、消費税の納付額が約ここで1,600万円ほど増加したこ とによりまして、こちらが借り入れになりますけども、収入の借り入れの部分が歳入の部分が 減ということと、歳出に係るその消費税の納付額が約1,575万3,000円、1,600万円近いお金 が、こちらが出るというような中身でございます。あとは事業の中の精査の中で多少入り繰り はありますけれども、主な大きなものとしては、この二つが主な28年度、29年度については、 この金額になろうかというところでございます。それから30年度、31年度につきまして、そ れぞれ 1 億 100 万円、それから先ほども 31 年度の部分の 8,000 万円につきましては、管路図の システム化、それから会計システム、台帳整備を含めて、およそ 7,000 万円程度かかっており ます。その他が主にし尿処理場の更新に係る経費というような中身でございます。資料につき ましては、また詳細なものは後ほどお示しさせていただければというふうに思っております。 以上です。

### **〇委員長(小西秀延君)** 4番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) 4番、広地です。端的な質問で1点だけ、今後の見通しとその対応についてということで伺いたいのですけども。まずご説明にありましたとおり、この効果額というか、逆に少しでも繰出金が増大しているという経緯については理解できました。それで、その見通しとしてまず1点、この社会資本整備総合交付金の扱いについて、平成31年度ころから

厳しくなるのではないかという見通しのもとに、し尿処理施設等大規模な更新、改修や更新が 見込まれる部分についてかかってきたということなのですけども、これは平成32年まで今示さ れていますけども、そういった実態を踏まえながらということであれば、ほかにも設備的な部 分で相当、特に下水道の設備については今後見込まれる部分があるのではないかと思うのです けども、これ以上にこの効果額というか、繰出金を繰り出してでも設備更新を図っていかなけ ればいけないような状況がないのかどうか。まずそこを伺います。

# **〇委員長(小西秀延君)** 工藤上下水道課長。

**〇上下水道課長(工藤智寿君)** 今、お話ありました今後の見通しという部分でございます。 し尿処理場についてまず若干お話をさせていただければというふうに思いますが、し尿処理場、 今現在で改築するとした場合、最低 15 億円から 20 億円という、最低で 15 億円程度という金額 を見込んでございます。これをもし単純にやりましたら、補助もつかないと当然 15 億円、20 億円というお金がかかりますが、今回その補助を活用するといった部分では、今5割、国庫補 助を受けられるということで、これが31年度まではほぼ担保されていると。それ以降について は、これは当然補助率下がるということがもう見込まれておりまして、これは法律補助ではな くて予算補助でありますから、十分に削減されていく可能性が高いということで聞いてござい ます。確実ではないですけれども、もうほぼ削減されていくだろうという見込みが立っている ところです。そういった中で、この補助メニューを使ってし尿処理の一部と下水の処理を少し 合わせたような形で処理していくことによって、事業費としてはおおむね9億円を見込んでお りますが、その9億円のうち5割、4億5,000万円程度を国庫補助で補えるのかというような、 今想定で北海道と協議しておりますし、残りの4億5,000万円につきましては、起債、過疎債 ですとか下水道事業債を充てるような中で、できるだけ町の持ち出しを少ない形で事業が進め られるのではないかというふうなことを想定して、今、北海道と協議中であります。し尿処理 場につきましては、そういった中でできるだけ経費をかけない中で、これはいずれにしてもし 尿処理ですので、これはやらないともういけないということもありますので、何度も言うよう ですが経費の少ないような、持ち出しが少ないような中でできればということで担当課として は考えております。また、広地委員が先ほどおっしゃっていただいた今後の見通しの部分で、 管渠の部分も含めてというお話であろうかと思いますが、当然管渠の部分につきましては、今 1番古い管でちょうど平成32年度に耐用年数の50年を迎え、これからどんどん本格的な更新 もしていかなければならないという状況もありますが、特に役場前の旧国道のところにも1番 古い管が入っていますけれども、こちらも耐用年数の 50 年が来てすぐ当然今使えている状況で ありますし、すぐ更新ということは考えておりませんが、いずれ更新していかなければならな いというような、これは年次計画を持って順次やっていかなければいけないものという捉えを しております。また、国においては、今まで下水道を新規で普及率の拡大を図りなさいという ことで、北海道並びに国も一生懸命どんどん下水道新設していきなさいといっていたのが過去 でございまして、今は維持管理、当然どこの自治体もこの更新に係る費用のことが非常に問題

になっておりまして、今、国のほうにおいても新しく新設するものにつきましては補助をできるだけ出さないような、補助メニューのほうも出さないようなものに今切りかわってきてございます。そういった中で、計画も当然立てていかないといけないのですが、私どもとしては平成32年度にストックマネジメント計画というのを策定する予定をしておりまして、平成33年度からそれを執行しながら、当然これにつきましては国の補助もいただけるというような内容も伺ってございますので、できるだけ町の持ち出しを少なくしながら、そちらの補助メニューを活用した管渠の更新を図ってまいりたいというような考えでおります。以上でございます。

# **〇委員長(小西秀延君**) 4番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) 4番、広地です。わかりました。やはり見通しの中で計画的に進めていくべきだというふうに考えますので、その関係で今ストックマネジメント計画についても今の答弁で触れていただきましたが、このあたり確か補助金5割でしたか、そのあたりちょっと整理されていれば、そのあたり答弁願いたいと思います。そのストックマネジメント計画の中で、管路の更新率の関係や不明水の関係だとかで、耐用年数がきたからすぐにしなければいけない類いのものではないというのはわかります。ただ、今後、どうしてもやはり不明水の水位だとか、そういった関係の中で、管路の更新は計画的に図っていかなければいけないと思うのですけども、そのあたりはストックマネジメント計画等でおさえていくような形になっていくのか。端的に聞きたいのが、この繰出金、今この効果額で見ても3億円ほど、28年度から32年度までざっと計算しましたけども、3億円以上になると思います。これだけ繰出金をふやしていかなければいけないと、プランの見直しからですね。相当やはり一般財源のことも考えていかなければいけないと思うので、そのあたり計画的に進めなければいけない関係はどのように整理されていくのかどうか。まず計画的な部分についてどのようにお考えなのか。

# **〇委員長(小西秀延君)** 工藤上下水道課長。

**○上下水道課長(工藤智寿君)** 計画の部分でございます。先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、そのストックマネジメント計画の、まず補助率の話から先にさせていただきますと、今国から示されているものは、ものによるのですけれども 50%、5割のものと、55%のものがあるということで、当然これは白老町にある管渠全てをどういった形で更新を図っていくかというようなものを立てていかなければなりませんが、先ほども申し上げましたとおり、平成 32 年にちょうど耐用年数の 50 年を迎えるということもありますので、すぐに更新ということではなくて、それは耐用年数を過ぎても使えるものは使いながら、古くなってもう本当にまずいというか、よろしくないものを順繰り更新をかけていって、先ほども触れましたけれども、そういった中でまず費用負担を少なくしたいと。この費用負担を少なくして、当然一般会計からの繰出金もできるだけいただかないような中でやっていきたいというふうに思ってございます。

# 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) ただいまのご質問で、下水道会計の今後の状況と、それと繰出金

の関係ということでございますが、今、繰出金については、ここでお示しした32年度までは、 若干計画よりも増加していくというような内容の中で、今後どうなのかという部分につきまし ては、まだ 20 年、30 年後のシミュレーションをしているわけではございませんけども、ただ、 現在その下水道に係る起債の償還という部分につきましては、30年度がピークということでご ざいます。ですから、それからはまた一般会計同様に今後落ちていくという状況が示せるかと 思います。ただし、今、工藤上下水道課長のほうからお話ございましたとおり、今後もやはり それがもう今後のいわゆる施設整備、整備というか、維持管理も含めた起債の借り入れがなく なるわけではございませんので、今後も下水道事業というのはずっと続いていくという状況を 鑑みますと、やはり非常にこの公共下水道事業にかかわる、その繰出金の抑制という部分がや はりそこの課題になってくると思います。ですから、全体の一般会計も含めまして、今後やは り全体の予算規模が少なくなる中で、この公共下水道事業だけは一定程度保っていくというよ うなことにもなりませんので、いかにここを抑えていくかというのが今後の課題で、例えば、 公共下水道事業の事業規模をどのように縮小していくのか、区域を縮小していくだとか、将来 的にはです。そういうことも考えていかなければならないと思いますし、その辺は全体の今後 の状況の推移を見定めながら、適宜繰出金の状況を踏まえてしっかりした財政運営をしていか なければならないというふうな認識は持っております。

### **〇委員長(小西秀延君)** 4番、広地紀彰委員。

**〇委員(広地紀彰君)** 4番、広地です。公営企業会計の移行や、それに伴う電算化の部分と かかわっての繰出金という部分なのですけども、まず繰出金がどれだけ許されるのかという部 分、これが 11 月にお示しいただけると思うのですけども、全体を通しての部分にもなってあろ うかと思いますので、踏み込まないのであればまた 11 月に議論できると思っていますので、そ れは判断していただいて結構です。ただ、これで見た場合ですが、実績見込みでいくと、当初 から3億円ということで、まずその大前提に電算システムに伴う関係、これは一応繰出金とい うことで見込んでいますけども、これは当然国の制度の改定にかかわる費用負担ですので、当 然ある程度起債充当率の関係で優遇されていくのだろうとは思うのですけども、どこまで繰出 金が許されるのかと。そこの部分にかかわってくると、今度その料金改定の見直しにもかかわ ってくると思うのです。今、大黒財政課長のほうから今後の起債の償還関係は一定整理してい るという部分の押さえはわかりました。ただ、これがあったとしても当然その更新にかかって の部分、今ストックマネジメント計画にもかかわってくるのですけども、おそらくその償還ピ 一クで迎えても、その部分が今度は維持更新にかかってくるという部分になってくるであろう と想定できますので、下水道会計、ちょうど公営企業会計にも移行しますので、下水道会計と して繰出金をどの程度におさえなければいけないのか、その将来的な部分の見通し、これがや はり料金の見直し、いわゆる値上げにつながっていくかどうかという扱いになってきますので、 このあたりどのような押さえになってくるのか。

#### 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**〇財政課長(大黒克己君)** ただいまのご質問、確かに非常に悩ましい部分でございまして、 現在のところ、例えば下水道会計に対する繰出金の上限をいくらにするとかというようなお示 しは現在考えてございません。ただ、一つ言えることは、やみくもにかかるものは全て、下水 道会計で対応できないものについて全て、一般会計で全部出していくというようなことにはな かなかなっていかないのかと思います。というのは、やはり一般会計でもそれが耐えられる状 況なのかどうかという部分もございますので、その辺も踏まえた中での調整というふうになっ てくるかとは思っております。それと、使用料の関係につきましても、これも原則4年に1度 というような中でのご説明をさせていただいてございますけれども、これにつきましても、や みくもにいわゆる受益者負担の原則からいえば、基本的にはやはり下水道会計で使うものにつ いては下水道会計でというふうになりますけども、果たしてそれが料金改定の率等も含めてそ れが妥当なものかという部分につきましては、全てそこに料金を上乗せした中でやるというこ とにもならないというふうに思っておりますので、その辺につきましては料金か、あるいは事 業を拡大する場合において、これもまだちょっと今後どのぐらいの事業が拡大していくのかと いうような、10年、20年の将来推計がまだできておりませんけども、今後仮にそのような場合 が発生した場合は、それはまずは抑制していかなければならないというのが一つですし、仮に どうしてもやらなければならないという部分についても、全て料金改定に頼ることではなく、 そことあるいは一般会計の繰出金がどこまで出せるのか、そこは一般会計の全体の体力がどれ まであるのかという部分も含めた中での全ての微妙なバランスの中で、議会ともご相談させて いただきながらやっていくということになるのかというふうには考えてございます。

**〇委員長(小西秀延君)** ほかに質疑をお持ちの方。

5番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) 5番、吉田です。簡単なことを何点かお尋ねしたいと思います。27年度に使用料の改定を行いました。一応、目標としては10%の改定ということだったのですが、町民の負担を少しでも軽減したいということも踏まえて、激減緩和策みたいな形で8%ということで抑えられましたけれども、この10%を8%にしたことでの収入の見込みというのは大分違ってきているのではないかと、300万円ぐらいかとちょっと簡単な計算で間違っているかもしれませんけども、どれぐらいの効果的なものを見込んでいたのが、年間どのぐらいのものが減ったのかということと、それから31年、4年ごとにこの見直しをしていくというお話がありました。今、大黒財政課長からもお話ありましたように、将来的な下水道の維持管理を考えていったときには、この料金の値上げだけでは絶対見込めるものではないし、でも、やはり町民の負担ということも考えられるのかというふうに思うのですけども、4年ごとに見直しをするということはまだこのプランの最中ですね、31年度ということは。この31年度にまたこの料金の改定の検討はされていくのかどうなのか。その辺、これを改定しないとまたさらに下水道の会計が厳しくなるのかどうなのか、その点1点伺いたいと思います。

それから、これは今いろんな計画、社会整備交付金とか、それから32年からはストックマネ

ジメント計画とかといろいろおっしゃっていましたけれども、今これはやはりどこの自治体も管の老朽化ということでの、大きな災害があると必ず管がやられてしまって水道が出なくなったとかという事故もありますので、そういったことを含めて、最低限使えなくなることがないようなことをやっていかなければいけないということで、国はどんどんその老朽化したものを入れかえていきなさいと、そういうことをいっています。ほかのほうの橋だとか、道路だとかというのは長寿命化計画というのをつくって、それに合わせて今後何をいつどういうふうにしていくのかということを、下水道の場合は、その終末処理場も含めて、その管と、それから公共施設の場合は統廃合という言葉ありますね、人口が減っていますから、管の場合はやはり人口が減ったり、世帯は余り減っていないから関係ないのかと思うのですけども、その辺の計画的なものが、こういった計画が何年かおきに出てきているのですけれども、白老町としてのこの今の下水道の31年に50年たつという、それを踏まえてのそういう長寿命化計画的なものはあるとは思うのですが、その辺のことをどのように捉えてやっていらっしゃるのか、伺います。

#### 〇委員長(小西秀延君) 庄司上下水道課主幹。

**○上下水道課主幹(庄司 淳君)** ただいまございました料金の改正に伴う、当初 10%で予定したものが 8%で実施させていただいたということによるその影響でございます。これについては厳密に 10%でいくらで、8%でいくらという比較は行ってはいません。ただ、現実的に決算ベースで数字を比較した場合には、平成 26 年度決算におきましては料金収入が 3億3,650万円、27 年度決算では 3億6,300万円ということで、約2,300万円ほど増収となっております。これは 10%で当初予定していた数字とそんなに遜色ないぐらいの増収額になったのではないかというふうに思っております。それは思ったよりもそれほど料金の減少というものがなかったのではないかと。だから 8%であっても、10%で予定していた分ぐらいは見込んで入ってきたというふうに捉えております。 3億6,300万円です。だから、差し引きで 2,650万円です。訂正します。 2,652万9,000円の増収額でございます。 3億3,650万円。

# **〇委員長(小西秀延君)** 工藤上下水道課長。

**○上下水道課長(工藤智寿君)** 見直しにつきましては、先ほど大黒財政課長のほうからもお話が一部出ておりましたが、当然精査していった中で見直しというか、検討はしていかなければいけないかと。27年の前に、25年度にも料金改定を予定していたところが、これは見直しをさせていただいたことはご記憶にあるかと思いますが、その前の5年前ですか、21年度に料金改定をさせていただきまして、25年度は見送り、27年度におきまして料金改定8%と。通常でいきますと、次が31年度ということで今ご質問だったかと思いますが、検討はしていかなければならないという部分も当然ございます。ある程度確定したというか、決算の数字も踏まえながら、それから今後予定しています事業にどれだけかかっていって、料金収入、要は収支計画をより正確な数字で検討した場合に、やみくもに上げるとかそういうお話にはならないとは思いますけれども、当然きちんとした形の計算をしなければならないというような捉え方はしてございます。それと、長寿命化計画のお話をさせていただければと思いますが、こちらにつき

ましては、先ほどお話いただきましたほかの部門で長寿命化計画があるけれども、下水道ではどうなのだろうかというようなお話だと思いますが、当然私どもも今長寿命化計画ということを策定して実施してございます。この長寿命化計画につきましては、ちょっとストックマネジメント計画との関連性のお話をさせていただきますと、長寿命化計画というのはあくまでもこれは施設にかかわるもの、そういったものの補助対象にしかならないというような中で、現在その先ほども申し上げました国全体において、今管渠の更新が非常に全国どこでも問題になっているということも含めまして、国のほうが長寿命化計画だけではなく、ストックマネジメント計画というのを策定して、それをきちんと申請して認可すれば補助メニューの対象になるというようなお話を聞いてございますので、今長寿命化計画で施設整備やらさせていただいておりますが、先ほど申しましたとおり長寿命化計画を実行し、それからストックマネジメント計画において管渠と施設を含めた、これは計画になりますので、総合的な下水道の年次計画が立てた中で、これを国のほうに申請してまいりたいというような考えでございます。以上です。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

13番、前田博之委員。

**○委員(前田博之君)** 何点か、確認の意味も含めてお聞きします。まず、同僚委員も質問しましたけれども、今回の見直しプランに反映される増減額というのは、この効果額の 28 年度以降の 3 億 600 万円が今回の見直しで、これまでのプランと対比してふえるという、ふえる原因、この分がふえますというようなことにまずなるのか。

それと、使用料の見直しの増収額の推移ありますけども、29年から32年まで、32年はちょっと変わっていますけども、かなり人口が減っているのですね。それでここで金額同じですけども、これを算出したときの人口というのか、利用人口というのかを何ぼ想定しているのか、まず2つ目。

そして3つ目、それと関係ありますけれども、この人口減少による使用料が減していくと思います。そして、今るるかなり金かかる、金かかるといっていますけども、整備費が追いつかないと思うのですけども、当然一般財源の議論もされましたけども、それはおいておいて、それの相関関係がどうなっているのか。それに伴う議論されていますけども、はっきり言ってほしいのだけれども、繰り出しでどのような影響が一般会計に出てくるのかということです。それと、総括で議論されると思うのですけども、下水道使用料も27年上がっています。保育料も上がったりして、どうも象徴空間でも、土地の使用料6億円で事業をやるといっていますけども、それはそれでいいのだけども、どうも今のこれまでの議論で、27年度以降で財政が好転しているという部分が非常に言われていますね。それによっていろいろ今見直しをやっていますけれども、どうもこの健全化プランの間に、あえて言わせてもらうけども、その町民の生活と暮らしをどう守るかという視点が非常に今回ないのかと。言葉は悪いのだけれども、どうも身内の論理というか、身内のほう、いろいろありますから、あえて具体的に言いません。そういう部分のほうの増収というか、強化する、そういう部分が非常にこう印象づけられて、どうも

町民の暮らしと生活を守るという行政サービスのほうに視点がいっていない。値上げする、金 かかる、給与の話もしたくないのだけども、そしてベースには超過課税は絶対守る、恒久財源 にする。前回、同僚議員も言っていましたから、それの収支計画全部出ると思いますけども、 それが出ないと今みたいな議論ができないのだけども、下水道も 27 年に値上げされている、保 育料も上がった、水道料金は多少おさえた、ほかもろもろありますね。そういう中でまたぞろ ぞろとこういう部分、町民に負担をかけるような見直しがどうも強いのだけども、それで、私 はこの資料でも前回のプランとあわせてこうだというのだけれども、あえて私聞くのは、それ ぞれ項目はわかるのだけれども、では、この項目ではこれだけの額が見直しでふえるとか減る とかという数字が明確に出てこないのです。聞かないと言わないのです。だから下水道も、で はこの3億1,000万円が丸々見直し上がってくるのか。ではこの財源は一般会計から出るのだ から、一般会計はどこで対応されるのか。その額が、もし、そうすると。そういう議論をさせ てもらわないと、前回もそうだけれども、前回のプランをなぞっているのだと、それに対して どうだということを議論してもらえればいいのだということになっているのだけれども、本当 にその公共投資云々とか、インフラ整備わかりますか。これは全体の中で必要だと思います。 だけど町民の生活を、暮らしを守るための行政サービスをどうするかということが、このプラ ンの中で見えてこないのだけども。これだけの金が出るけれども、これだけそちらのほうに金 をまわすとか、そういう部分というのが当然議論されると思うのだけども、この下水道に関し ても 3 億 1,000 万円、もしそうだとすれば、 3 億 600 万円効果額は出ているけれども、これは 負担になりますね。その辺の4点、お願いします。

### ○委員長(小西秀延君) 庄司上下水道課主幹。

〇上下水道課主幹(庄司 淳君) まずご質問にございました、人口減少の数値をこの増収額の推移に反映させているかどうかという点でございます。これにつきましては、まず基本的にこの数値、実績といいますのは、先ほど工藤上下水道課長が申したとおり、26 年度の使用水量をそのままにして今回の27 年度の8%の改定率を反映させた場合の増収の見込み推移でございます。そして、29 年度以降は、これは約50万から60万ぐらいずつ減少して、これは実績額が目減りしていってございます。これはまさしく今言われたように、人口減少を想定した中でこのように数字のほうを計算してございます。その人口減少と申しますのは、まず一般家庭用におきましては、国立社会保障人口問題研究所の推計、これを基本にしまして、減少させていって算定しております。それから業務用の料金につきましては、これは事業者さんの使われている使用水量でございますので、それは前年度の使用水量に増減率に掛けて、これは当年度の分を積算したものでございます。それを合わせた数字としてこのように算出したものでございます。ですから人口減少は当然この中には想定されているというふうに考えてよろしいかと思います。

# **〇委員長(小西秀延君)** 工藤上下水道課長。

〇上下水道課長(工藤智寿君) それでは、私のほうからは使用料が減っていく中で繰出金と

いうか、その一般会計との相関関係のお話をさせていただければと思います。当然、前田委員言われたように人口減少していった中で、使用料は当然今の状況でいくと減っていくものという押さえはしてございます。そういった中で、普通に考えますと使用料減っていくのだから一般会計から繰り出しをもらわないとやっていけないのではないだろうかという、ご心配の部分だろうと思いますが、先ほど大黒財政課長も一部ちょっと触れておりましたが、現在起債の償還も順調に計画どおり進んでおりまして、平成38年までの収支計画の中では、今最大で年4億円程度の起債の償還をさせていただいておりますが、そういった中で起債の償還が減っていくことによって、それで必ずしも使用料金が減った分を埋められるかというのは、またこれから精査していかなければならないとは思っておりますが、そういった中で起債の償還額が減っていった中で、きちんと町民の皆様に負担のかからないような方法を当然考えていかなければならないものというような捉えをしてございます。

#### ○委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) 1点目のご質問と、最後の4点目のご質問、ちょっと合わせてご 答弁をさせていただきたいと思います。まず繰出金の関係なのですけども、もちろん、まずは 第一義的には、下水道事業を今後拡大することなく、いかに今後の財政状況を踏まえて縮小し ていくかというところが課題になると思います。その中でさまざまな対策を講じながら、ただ、 今後、今の状況をこのまま維持していくためにもお金もかかりますし、ましてや今後更新とい う部分も出てきますと、それにもやはりお金がかかってくるという中で、その財源をどう捻出 していくかということが問題になります。もちろんこれにつきましては使用料でもございます し、それを全て使用料で賄えるのかどうかという部分になりますと、それも全てが町民の負担 という部分にもなってきますので、その部分については一般会計からの繰り出しという部分を した中で、これは賄っていくということになります。ただ、この繰出金ということにつきまし ても、これも町民の税金でございますので、どちらをどのようなバランスでその財源を埋めて いくかというところが今後の議論になるかと考えてございますので、いずれにしましても、こ の辺の下水道事業を推進して、これは町民の生活の安定ですとか、豊かな生活を営むための下 水道でございますので、その辺について町民の皆さんがどこまで負担を認識していただいた中 で、事業の推進についてご理解いただけるかというところになるのかと思いますし、その使用 料と繰出金のバランス等については、きちんと示した中で議会のほうに議論をさせていただき たいというふうに考えております。それから最後のご質問でございますけども、ここは非常に 難しいといいますか、前田委員おっしゃるとおりでございまして、これまでのこの健全化の特 別委員会の進め方の中でどうしても重点事項を中心にということでの進め方だったものですか ら、そちらのほうがちょっとクローズアップされておりますので、それが町民にかかる極度の 負担というような見え方になっているのかというふうなことで考えてございますが、もちろん 最終的にはこれが全体的にプランとなってでき上がります。その前段として収支見通しをお示 しした上で、プラスその町民の皆さんの生活、暮らしどう守るのかという部分、今後この重点 事項以外にどういった視点でお金をかけていくのか、サービスを充実させていかなければならないのかという部分については、また改めてこれはお示しした中で議論をさせていただきたいと思ってございます。ですので、今回その辺ちょっとお示しできないのは大変申しわけございませんが、今後その辺も含めた中で全体の議論をさせていただきたいというふうに考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

**〇委員長(小西秀延君)** 13番、前田博之委員。

**〇委員(前田博之君)** 答弁なかったのですけども、繰出金の額で推移出ていますけれども、 今回見直しされるプランの増減額はいくらかということです。何回も言っているように効果額 で 28 年以降、3 億 6,000 万円マイナスついています。 これが丸々プランに反映されてしまうの かどうか。まずそこが今、プランやっているのだから大事なことなのです。そこを核心的なこ とがなかなか答弁されないのだけれども、それをはっきり数字で示してください、何ぼいくの だと。それともう一つは、今までの議論についてはいいです。本来的にいけば、使用料は4年 後云々と言っていますけども、それについてもわかりました。本来、足元を見直すというか、 普及率が地域によってすごい格差がありますね。せっかく多額の金を入れたのに、まずその普 及率を、プランでもそういうことをいっているのだけども、この見直しまでの間には正直な話、 何も効果がないですね。この利用されていない普及率をいかに上げるかと、使用料の徴収をい くら上げるかということを、今ここで見たら下水道課にもこれだけの職員がいるのだから、技 術屋さん云々関係なくして、全職員上げてそこを徹底すれば何百万円も、1千万円近くだって 可能性はあるのです。そこを本当にこれはやれることなのです。先ほど言ったような議論の総 体的な議論は別にして、まず足元からそういうことをやる。そこを見せてほしいのです。言わ せてもらうけども、住宅使用料なんて、ことしはちょっとあれですけれども、毎年上がってき ていますね。聞いたら、そういう努力をしているのです。公営住宅入っている人方もあれだけ 熱意を持ってやられれば、ある程度徴収率、現年分も滞繰分も上がっていくのです。やはりそ れぐらいやらないと、ここで一生懸命議論しても水掛け論なのです。そういう部分をやはりや ってほしいです。それの決意を聞かせてほしいです。その2点。

〇委員長(小西秀延君) 工藤上下水道課長。

**○上下水道課長(工藤智寿君)** それでは、まず徴収率のほうのお話をさせていただきたいと思います。本当に前田委員おっしゃるとおりだと私も重々承知してございます。当然、皆様からいただく料金が基本でございますので、これを当然いただいていくというような中でやっていかなければならないし、当然これは上げていく。本当に 100%近く持っていかなければならないものだというような心は本当に非常に持っておりますので、引き続き職員一丸となってやっていきたいと思います。

率でいいますと、平成 27 年度におきましては、現年度、滞納繰越分合わせまして 97.96%の 徴収率ということでなってございます。ここ数年でいいますと、今手元にある資料でいきます と約8年分の資料ありますが、昨年度におきましてはおかげさまをもちまして、職員の努力も ありまして、ここ最近では1番いい成績だったのかというふうには押さえてございますが、本当に前田委員おっしゃられたとおり、これは努力を引き続きやっていかなければならないし、どんどん上げていってやっていかなければならないというような捉えはしてございます。普及率については、現在、ご存じのとおり、新規には区域広げてございませんし、新設をやっておりません。けれども、これは同様の自治体、例えば人口1万人から3万人くらいで一度比較したこともございますが、白老町はおかげさまをもちまして普及率は非常に高いということでございます。今、91.3%でございますけれども、これはほかの同じように、例えば起債借り入れで残高が残っているような同様な自治体も近くにございますが、比較しますとやはり70%台。町村別でいきますと、大体白老町は上から何番目というような普及率ですので、新設の部分はふやしていけないという大前提はございますけれども、このまま何とかやっていきたいという思いはございます。以上でございます。

# 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** 申しわけございません。今回、ここの6ページにお示しした繰出金の実績見込み額という部分につきましては、これは今後の事業量等も含めて、上下水道課のほうである程度推計したものでございまして、これを今回、全体の一般会計の収支見通しの繰出金額として、今、収支見通しの精査をしているところでございます。基本的にこれが上限額ということでの押さえで構わないというふうに考えてございます。

### **〇委員長(小西秀延君)** 13 番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 普及率については、トータルについてはそうなのです。ただ地域的にかなりのばらつきがある。それを言っているのです。そこを上げるともっと上がってくるので、それはいろいろな地域の事情あって、名前は出せませんけどもいろいろ問題があって、議会でも議論されているのです。だけどそこはやはり割り切ってきちんとやっていかないと、どんなことをやっても今の、ほかのほうでは上がっているけれども、その地域でもっと上げる必要が私はあると思います。それが下水道の使命ですから、そうしなくていけないと思います。それと、今大黒財政課長のほうからあった、ここにあがっている3億600万円、これは限度だというけれども、そうしたらこれは今回の見直しの中でもう1回精査して、確率としてもう少し下がって、仮に3億600万円が2億800万円でいいとか、2億円でいいとか、そういう数字が精査されてプランに上がってくるということですか。それとも3億600万円は限度だけども、大体今見直しにこの分を反映しなければいけないのだということなるのかどうか。そこだけきちんと整理しておかないと、これからの議論と収支計画出たときにあいまいになってしまうから、そこだけ確認させてください。

# 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

- **○財政課長(大黒克己君)** この額でプランの中にお示しするという考えでございます。28 年 度以降の5年間を足して3億600万円ということになります。
- ○委員長(小西秀延君) 暫時、休憩といたします。

再開 午前11時15分

○委員長(小西秀延君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。

8番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 8番、大渕です。1点は、公営企業会計に移行するために、30年、31年度の額がオーバーするということなのだけれども、結果としては、移行に対する経費というのは公営企業債で全部みてくれて交付税措置ありますね。あることになっていますね。そうなりますと、当然これは出る分はふえるのだけども、入る分ということはそういうことでいえば、100%この分を補てんされるのかどうか、まずね。もちろん交付税の議論があるから、それは今まで私が言ってきたことそのままなのだけども、ただ、少なくても交付税措置があると、これは100%だと思うのだけれども、そういうことであれば、例えば30年、31年というのは裏づけ予算があるというふうになるのかどうか。ただ、出るのは出るのだけれども、そこら辺の確認と、もう一つは公営企業会計にいつ、この32年までの間に、公営企業会計に移るのかどうか。移る考えかどうか。なぜかというと、移った場合の財政健全化法に基づく繰り出しが発生しないのかどうか。先ほど大黒財政課長は基本的には赤字にしないという答弁があったのだけども、そうすると、財政健全化法でいうと移行した場合の措置というのは一体どんなことになるのか。ここはやはりかなり面倒なことになる可能性がありますから、そこら辺どういうふうになっているか、わかる範囲で結構です。

それともう1点、まちのやはりこの政策判断が、この下水道の場合は非常に重要な部分だと 私は思っています。以前に何度も議論されているように、一定限度、計画区域をやめたという 政策判断がこの時点で見るとやはり正しかったというふうになりますね。

私はそういうふうに思うのだけども、もう一つは事業継続をしていく上で、縮小という言葉がちょっとあっているかどうかわからないけども、それで利益になるのかどうかわからないけども、技術的にいえば、例えば団地一つ、全部公営住宅の団地がなくなってしまったと、そうしたら、もちろんそこは土地を売るとなったら下水が入っていなかったら売れないからどうにもならないのだけども、そこを例えば入り口で下水をとめてしまったと、そういうことをして経費が減るものなのかどうか、技術的に。要するに縮小するといってもしようがないでしょう。そういう何かがなくなって、そこに人がいなくなったからしめるということしか。あとはどうやって縮小するのかと思うのですけれども、そこら辺が縮小というのはこれ以上大きくしないという意味なのか。そこら辺はそういうことをしても下水道にプラスになるのかどうか。

もう一つは、料金の見直しはあと3年後に検討するということでお話ありましたけれども、 現実的には、これだってもう限界だと思うのです。上水道との関係で見れば、それはそういう ふうな見方ができればまた考え方が若干違うところがあるかもしれないけれども、これ以上上 げるというのは、国保と同じようにもう無理だと私は思うのです。ですから、そういうことを含めた考え方、要するに町としての政策判断、その縮小の部分と料金については、町としての政策判断が必要ではないかというふうに考えているけれども、これはもう深く入りませんから、考え方だけ聞きたいと思います。それと出るのかどうかわからないけども、この繰出金ありますね。それの、特に公営企業会計になった場合、一般論でいう真水分という部分、どれぐらいなのか。これはわかりますか。なぜこういうことを聞くかというと、公営企業会計になれば、当然、病院も今議論になっています。もう今1億円割っていますから、病院の真水分と一般論で言われる。ところが、一般会計の中に入っている港は2億円です、真水分といわれている分が。この下水道でいう真水分というのは、どれぐらいの金額かわかればちょっと答弁願いたいです。わからなかったらいいです。わかればでいいです。あとでそのことで云々言いませんから。

# 〇委員長(小西秀延君) 庄司上下水道課主幹。

〇上下水道課主幹(庄司 淳君) それでは公営企業会計適用経費に関してのお答えさせていただきます。先ほど工藤上下水道課長のほうから述べたとおり、3,800万円、これが大体公営企業会計適用経費というふうに捉えております。ほかに3,200万円、これはそれとはまた別に下水道のほうの管渠の管路情報システム、これを電子化するという、そういう経費と分けて考えております。公営企業会計のほうの適用に関しては、これは国のほうで新たに公営企業会計適用債という企業債を創設しまして、これを使えることになっております。ですから、これを使った場合には全額借りて、多分、全額か9割かちょっとわかりませんけれども、お借りして、そしてその半分を50%を特別交付税措置されるというふうに聞いております。あと、今もう一つのほうの管路情報システムに関しては、これが企業債借り入れるかどうかというものを、まだこれは示されておりませんので、これが借りられるものなのかどうかというものは、一部、例えばハードが借りられなくてソフトが借りられるとか、そういうところを今確認中でございます。以上でございます。

# 〇委員長(小西秀延君) 工藤上下水道課長。

**○上下水道課長(工藤智寿君)** それでは私のほうから、事業縮小のお話いただきましたので そちらにお話しさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、先ほどお話あったと おりの部分が今後遠い将来においては当然出てくるのかというような、人口が本当に減って、 そういう地区も出てくるということになりますけれども、そういうことも含めながら検討はし ていかなければならないとは思いますが、実際にいらっしゃるところでそれを廃止するという のは、なかなか難しい現状ではあるのかというふうには押さえておりますが、ただ、今現状の お話をさせていただきますと、排水量で、ちょっと今終末処理場にきている排出量の話をさせ ていただきますと、人口減少は確かにしておりますが、こちらについては今、微減という形で 排水というか、汚水量ですね、こちらに下水終末処理場に入ってきている量としては実際には さほど減ってきていないというような現状がございますので、遠い将来において、本当に白老

町の人口が仮に半分になったといったときには、時代に合った下水道事業といいますか、そういったものが必要になってくることは十分考えられるのではないかと。時代に合った排水処理といいますか、そういったものが必要になってくるのではないのかというふうに押さえてございます。

それから見直しについてですが、先ほどもちょっとご答弁させていただきましたけれども、 当然今回出させていただきましたけれども、当然精査していった中で十分検討していかなけれ ばならないというふうには押さえて、31年ですね、やらなければならないというふうには思っ てはおりますが、大渕委員おっしゃったとおり、本当に町民の皆様にとっては非常に厳しい数 字ではないのかということも捉えておりますので、今後の事業のあり方も含めて本当にきちん と精査していかなければならないというようなことで、今はちょっとそれしか申し上げること ができないかというふうに思っております。

それともう1点、現状の真水分、繰り出しのほうの真水分のお話いただきました。平成27年度の決算のお話をさせていただきたいと思います。繰り出しいただいた金額が5億3,560万2,000円のうち、これは基準内と基準外という法律にのっとった部分でお話しさせていただきますと、基準繰り出しというのが3億9,640万2,000円、74%です。基準外の繰り出しが1億3,920万円、これが26%、実は繰り入れさせていただいております。この基準外というのはし尿処理費ですとか、合併浄化槽に係る人件費分ですとか、そういったものが主なものになっておりますので、し尿処理をこちらでというか、やる経費の部分も基準外の繰り出しとしていただいているというような中身でございます。5億3,560万2,000円のうち、交付税措置されている金額は2億8,660万8,000円で、53.5%。いわゆる真水分はといった部分は2億4,899万4,000円ということで担当課としては押さえてございます。以上でございます。

# 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** 公会計制度の関係で今後、下水道会計が現在、公営企業法の非適用でございますけども、これが法適用ということになりますので、これは健全化法に基づく指標の資金不足等の算定につきましても病院と同様の考え方に基づくものになります。実際のところ、現在下水道の資産がどれぐらいあってという部分もちょっと実際の現実的な数値としては把握してございませんので、今後その移行になったときにどのような数値になるのかというのは、大変申しわけないのですけども現在その辺のシミュレーションというのは行ってございませんので、ご了承いただきたいと思います。

#### ○委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

**○副町長(古侯博之君)** 公共下水道の関係で、ちょっと財政的な部分も含めて、政策的な押さえとして私のほうからちょっとお話を申し上げたいと思うのですけども、実際的には人口減は、これから進んでいくというふうな、その見通しの中で今工藤上下水道課長のほうから終末処理場の汚水の問題がそんなに極端に減っていってはいないというふうな状況もあります。そういう中にありますけれども、やはり下水道問題については町民のやはり生活と直結する大き

な課題でありますので、料金的な部分も含めて、何とかこうさまざまな面で抑えていかなければならないというところの基本はしっかりと持っていきたいと思います。その押さえ方については、終末処理場の状況はあるのだけども、どういうふうにしたら終末処理場の機能部分でのおとしができるのかどうかというところも、一つ縮小にかかわってのところがあるかと思います。それから、どうしても老朽という問題が常につきまとっている状況にありますから、そこの維持管理というところをどのくらいお金を財政的にかけて維持を図っていけるのかと。そこのところもしっかりと押さえながら、今後、公共下水道の新規の問題というのは、これはなかなか難しいところはあるというふうなところの押さえを含めまして、政策判断はしっかりとしていかなければならないというふうなところの押さえになるかというふうに考えております。それから先ほど出ました全体的な町民生活にかかる町民サービスの面についてでございますけども、今回この公共下水道そのものの中での押さえがどうなのかというふうなところは、やはり料金改定のところをどのくらいおさえられていくかというふうなところにあるのかというふうに思っていますけども、全体的にやはり財政の今後の見通しを含めまして、しっかりとした町民還元といいますか、町民へのサービスの向上は図っていくような政策をつくり出してまいりたいというふうに思っております。以上です。

# 〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

**〇委員(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。政策的な部分はわかりました。公営企業会計に移行するというのは、ここまできたら間違いないと思うのだけども、正確にいうと何年から公営企業会計に移るのかということが一つ。

それから先ほどの話では 3,800 万円の 50%を特別交付税か何かでみてもらえると。ということは、1,900 万円ぐらいしかメリットといったらおかしいけども、町のメリットはないというような押さえでいいのかどうか。余りこれはないものですね。もうちょっと 100%ぐらいの補助にならないのですかね。それは例えば管路網なんかの部分を含めて広がる可能性はゼロではないということですか。そういう押さえでいいのかどうか。その点が 1 点。

それと、今の政策的な部分はよくわかりました。ただ、31年から何だかという計画をつくるということなのですけども、私はやはり思うのは、細長いまちですから、今の古俣副町長の答弁で十分わかったのですけども、要するに例えば竹浦、虎杖浜で処理場をつくる、これは昔もあった話ですね。萩野、北吉原で処理場をつくる。白老と社台で処理場をつくるというようなこともありました。それは引っ張るだけで相当の経費かかりますからね。当然、今直しながらやるということはそういうことはかなり難しいと思うのだけども、そういうことも含めたその31年度の見直しは、そういうことも含めた、本当に遠い将来も含めた見直しを考えていらっしゃるのかどうか。これはやはり白老町の盛衰を決めるような中身ですので、そこら辺までのところまでやる気があるのか、全くないのか、そこら辺1点。

それと最後の部分、財政健全化法との関係で、これは以前、財政健全化法の中で、資金不足 比率で下水道が引っかかりましたね。引っかかる寸前になったというのですか。そのとき処置 しましたね。そのときに確か下水道には資産があるから、これは資産を見てくれるから引っかかりませんというような何か答弁だったような気がするのです。それで金額わかれとかそんなことを言っているのではなくて、そういうふうになったときに、前回のことがあるから、それは例えば町が一定限度のお金を持ち出さない限り財政健全化法の資金不足比率に引っかかる可能性は出ますか。そういう危険性があるかどうか。その部分です。細かいこといいですから。要するに、そこで今5億円から6億円の繰り出ししているわけですね。そういう中で財政健全化法との関係でどういうふうになるのかというところが、私はひょっとしたらこの計画の中で大きな部分を占める、1億円とか、そういうことが考えられないかどうか。考えられないならいいです。考えられないなら考えられないでいいです。だけどそういう可能性あるような私は気がしているのだけども、そこら辺。そこだけ、もうこれでやめます。

# **〇委員長(小西秀延君)** 工藤上下水道課長。

**○上下水道課長(工藤智寿君)** それではまず先ほど言いましたストックマネジメント計画、いつからやるのかというお話でございますが、公営企業会計、平成 32 年 4 月から行いたいというふうな考えでございます。あわせてはこちらストックマネジメント計画というのも行っていきたいということで、先ほどもお話しましたとおりストックマネジメント計画は、管渠それから施設含めた計画を予定しておりまして、これは 75 年間、今想定で計画を立てることになってございます。これは5年ごとに見直しをしていくというような中身でございます。

それから、先ほどからもお話何点かいただいていました今後の下水道事業のあり方につきましては、処理場につきましては本当に人口減少してきたときに縮小していかなければならないという部分はありますけれども、以前、過去にあったというお話で各地区に処理場をという話があったという今お話ございましたけれども、現在としては、経費がやはり1カ所のほうがどうしても分散されるよりもそれぞれの維持管理の部分で申しますと1カ所のほうが経費がかからないということで押さえてございますが、遠い将来においては、管渠をすぐやめるとかやめないとかというのはちょっとなかなか政策的な判断もあろうかとは思いますが、本当に人口減少に対応した処理場のあり方というふうな考え方をしたときに、処理場の縮小というようなことも当然考えていかなければならないというふうな押さえはしてございます。以上でございます。

#### 〇委員長(小西秀延君) 庄司上下水道課主幹。

**○上下水道課主幹(庄司 淳君)** 健全化の関係のご質問でございます。端的に言いますと、企業会計に移行したとしても、繰出金をいただくことによって資金不足にならなければ今と同じように赤字になることはございませんので、これは結果としての健全化比率を維持されるのではないかというふうに思っています。ですから、公営企業会計化することによって、何か変化があるのかといったことにおきましては、強いて言えば流動比率と申しまして流動負債と流動資金というのがございまして、その流動資金が一時的にというか、不足するということになります。というのは、1年以内に返さなければいけない企業債の償還が、これが流動負債の中

に入ってきますので、それを超えるだけの現金を保有していなければならない。病院と同じように現金を持ってなければいけない。けれども、それが持っていないということが現状でございますので、そのことによってその流動比率というのは100%切ってしまうということになりますから、そういう意味では、極めて貸借対照表上は数字的にはよろしくないということにはなります。ただ、これはほかのまちもどこの下水道事業を抱えているまちであれば、その単位の中では同じ悩みの課題として持っているものでございます。ですけども、ご質問にある健全化に関しましては、一般会計からの繰出金をきちんと満額いただけるのであれば、それは問題ないのかというふうに考えております。

○委員長(小西秀延君) ほかにございませんか。

6番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 6番、氏家です。この下水道の縮小だとか、人口減少に伴う縮小のお 話だとか、今いろいろ出ていました。私はやはり1番この部分で大事な点だと思うのが、町民 目線で考えたときに、この下水道使用料が見直し、見直しによって、例えば今これからの管路 の維持管理だとか、処理施設の維持管理も含めて、町民負担がふえるということなのです。そ の町民負担をふえる原因として、先ほど工藤上下水道課長が言われた部分ちょっと気になった ものですから、この近年、処理施設に入ってくる排水量というのは微減だと言われましたね。 でも、その微減の理由が理由なのです。町民がそれだけの処理水を使っている、水を使ったり、 汚水を使ったりしているのかということなのです。でもよくよくいろいろなところで私お話聞 くと、皆さんこの水の使い方についてはすごく敏感になっています。水道料金が高くなる、下 水道処理が高くなるということで。ですから、この今までの町民が近年3,000人近く人口が減 ってきた中で、下水道使用料というのは、処理量というのは、私は相当数減ってなければなら ないと思うのです。なぜかというと、高齢者がふえたから、若い人たちが減っているから。だ から若い人たちが多いまちだったら、当然微減という部分ではわかるのだけれども、高齢者が ふえてきて若い人たちが減っているまちにとって、この下水道処理量というのが微減というの は、私は考えられない。そのほかに何か原因が私はあると思っているのです。もし私が、これ は想像の域を脱しないけれども、町民が使っている以上に、ほかの原因でもしそういった処理 しなければいけない水がそこに入ってきているとすれば、それを町民が負担するというのはと んでもない話ではないですか、変な話。そこの原因の考え方は下水道課としてきちんと持って いるかどうかということなのです。その上で、今後、例えばその処理量がこれだけで、結局積 算の中でどうしても町民負担がこれだけふえるのだということになったときに、でもそこの原 因は何なのだということを、しっかり私は工藤上下水道課長には捉えておいてほしいです。原 課は押さえているのだと思います。ですから、そういった部分での考え方を今一度きちんと聞 いておかないと、先ほどの答弁だけだったらそのまま何か町民が使っていて全然気にしないで 使っているような感じしか捉えられないです。その辺の考え方だけちょっとお伺いしておきた いと思います。

# 〇委員長(小西秀延君) 工藤上下水道課長。

**〇上下水道課長(工藤智寿君)** それでは、今氏家委員からご質問いただいた件につきまして は、具体的なちょっと流入量をちょっとお示しさせていただければと思いますが、平成23年度 1年間に261万6,243立米、こちら下水終末処理場のほうに流入してございます。翌年24年度 につきましてはふえまして 278 万 8,993 立米、ちょっと何年か抜かしますが、実際に昨年度 27 年度におきましては 232 万 4,480 立米というような総流入量になりますが、質問の趣旨は、使 用料のときにきちんとそういうところも押さえて、なおかつその減っている理由だとか、そう いったものもきちんと考えてやらないといけないというご指摘かと思います。当然これはやっ ていかなければいけませんけれども、きちんとどういった原因があって、量がこれだけ減った とか、ふえたとか、それからどういう方が全体的に、例えば、一般家庭ではこの月の流用がこ れくらいの方がどれだけいるのか、平均がどれくらいあるのかというのもきちんと捉えていっ た中で、それでは、果たして本当にそれと下水道事業として本当にやっていけるのか、やって いけないのか、もしくは削減できるところがないのかといった、そういった精査を全て含めた 中でお示ししていかなければいけないというふうには押さえてございますが、先ほど古俣副町 長のほうからも答弁していただいたとおり、やみくもに上げるとかというような、ほかの委員 さんからも質問いただきましたけれども、なかなか今本当に厳しい下水道使用料金だという捉 えはしておりますので、やみくもに上げる前提の議論にはならないのかと。まずはきちんと精 査した中で、そういった原因なんかの追及もしながらやっていかなければならないというふう な押さえはしてございます。以上でございます。

### **〇委員長(小西秀延君)** 6番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 私は別に難しい話をしているつもりはないのです。ただ、そういった 23 年、24 年、27 年、ある程度の数字を見せてもらったときに、人口は減りながらも、ふえて いるときはふえている。でも、今 27 年になってみると、ある程度また減っている。この辺の原 因というのは多分あるのだと思います。それは、町民が使用している量がどうのこうのではなくて、私はほかからの原因があるような気がしてならない。例えばその不明水、漏水関係だとか、近年、結構大きな地震や何かがきていたりして、例えば塩化ビニル管の接続部分だとか、管と管の接続部分、白老町の場合は塩ビ管が主流でコンクリート管というのはほとんど今ないのかもしれない、本管ぐらいなのかもしれないけれども、そういったところからくる漏水対策だとか、そういったものも、大体この 263 万立米だとかという数字を見ると、ずっと平均してくるといったら変だけれども、人口の減少による使用料の割合だとか、それから年数的なもので見たときに、使用料がだんだん減ってきているのに、260 万台を維持してくるみたいな、平均データをとったときにやはりほかからの原因というのは考えなければいけないだろうと思います。だから、そういったところもしっかり、今後やはりそういった不明水対策については、計画的な予算づけをしながら今後もやっていくのだと思うのだけども、そういったところをしっかりやっていかないと、いくら人口が減ってきたと、施設の縮小化を図りたいだとかいろい

ろなことを考えながらも、実際はこれだけの水量があるみたいな話になってしまうと、何も話は進まなくなってしまうような気がするので、その辺の原因だけはしっかり頭に入れながら今後対策もしていかないと、来年やります、再来年やりますという話ではないでしょう。だからそういったことをやはり長期的なスパンの中で、しっかりその辺取り組んでいかないといけないような気がして聞きました。

〇委員長(小西秀延君) 工藤上下水道課長。

**○上下水道課長(工藤智寿君)** 今本当に氏家委員おっしゃったとおりのことだと思います。 先ほどの答弁とちょっと繰り返しの部分になるかもしれませんが、こういった原因も含めてき ちんと精査した中、できるだけ事業に係る経費を抑える努力をする、もしくは、ほかの委員さ んからも指摘ありましたが、下水道使用料の徴収率もきちんと上げていく、こういったことも 全て含めた中で下水道使用料のあり方、古俣副町長も先ほども何度も同じようなお話させてい ただきますが、上げることが全てではなくて、きちんとそれを精査した中でやっていかなけれ ばならないというような、まさに今氏家委員おっしゃったとおりのことを踏まえながらやって いければと、やっていかなければならないものだというふうに押さえてございますので、ご理 解いただければと思います。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

12番、松田謙吾委員。

**〇委員(松田謙吾君)** 今、お話聞いていたのですが、白老の場合は合流式ですね。ほとんど 合流式ですね。分流式はわずかなはずです。そこからいくと、終末処理場が白老の水道使用量 が 6,000 ぐらいですね。5,000 何ぼか、6,000、1 万 3,500 しかないわけだから、水道です。そ のうちの 6,000 以下ですね。そうすると、本来は合流式だから、合流式と分流式があるのだけ れども、白老の場合は合流式だから雨水も多少合流だから入りますね。だけれども、そういう 仕組みにはなっているのだろうけども、私は人口が減って、水道使用料が下がってきて、そし て最終処分場が減らないということは、いうなれば下水道老朽化の本管の地下水の流入が私は 大きな原因だと思っているのです。前から私は言っているけども、これが大きな原因だと。で も、これを直すのには、下水道管が約175キロメートルありますね。これを直していくといっ ても、その管に対して確か約 250 億円ぐらいかかっているはずなのです。これを直していくと いってもそんな簡単なことではないけれども、ただ、氏家委員の今言ったように、実際使って いる使用料も、そういう老朽化で流入されたものがどんどん町民にかぶさってくるのだという 言い方だと思うのです、氏家委員の言っているのは。ですから、私はその辺も含めると、やは り、50年かかってつくったわけだから50年かかってまた戻さなければいけないと思います、 新たに。工法は別としてもです。今まではコンクリート管も使ったけども、これからPP管か 何か立派なものがあるから、そういうのでやるのだけども、私は前に今の本管にはPP管の工 事を、そのままPP管入れたらどうだとちょっと言ったことがあるのだけども、その辺も含め た研究がこれから必要ではないかと思っているのです。やはり白老のこの細長いまちだから、

もう簡単なものではないし、いずれにしろ私は白老の命取るのは下水道管だと思っているのです。これは絶対そうなります。でもそれをどうするか。先ほど住宅地の一部とめる話も出てきたけども、そういうのも現実にならざるを得なくなる時代も私はくるような気もしているし、ただ、やはりそういう地下水の流入がどんどんきているものだから、あの処理場の能力が、本来2万8,000の能力でやったはずの下水道終末処理場が、今1万7,000になって、あと10年すると、当初計画が半分になりますね。1万4,000ぐらいになるのです。そういうことからいくと、本来は、下水道もどんどん縮小しなければいけないのだけれども、その辺の含めたきちんとした考え方を、まちが持つことが私は必要ではないかと思うのだけども、私はこの下水道問題が命を取るといっているのだけども、その辺も含めてやはり考えるべきではないのかと思うのです。

〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) これまでも松田委員のほうからも、前のときにもこの下水道のことについてはお話もありましたので、そこのところは受けとめておりました。実際的には、町民の生活とのかかわりは密接にある中での公共下水道の事業でございますから、そこのところをどういうふうにして、やはり今後町としてつくり出していくかと、先ほどから長寿命化の計画だとか、ストックマネジメントの件だとか、そういうふうな計画的な部分についても出されておりますけども、しっかりとした将来的な見通しを持っていかなければ、本当にこの問題についてはこれからまた大きな町の財政的な負担部分を含めて、問題になってくるかというふうな認識は持っておるところです。そういう中で、地下水の流入のところあたりの原因含め、それから終末処理場の扱いといいますか、機能の持たせ方を、どういうふうにして、先ほどもお話ししましたけども、人口減との絡みの中で見通しを立てていけることになるのか、その辺のところは十分精査を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

**○委員長(小西秀延君)** ほかに質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

それでは、以上で公共水道事業について終了いたします。

午後からは、国民健康保険事業特別会計について説明を受け、質疑をとり行います。 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○委員長(小西秀延君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午後からは、国民健康保険事業特別会計でございます。担当課からの説明を求めます。 大黒財政課長。

**〇財政課長(大黒克己君)** それでは、午後からお時間をいただきまして、国民健康保険会計 事業について、ご説明をさせていただくのですけども、今回のこの国民健康保険事業につきま しては、現行プランの重点事項ということには入ってございませんが、国保会計の収支状況が、 今後やはり町の財政運営に大きな影響を及ぼすという観点から、また、広域化も控えまして現 状で国のほうで示している範囲でございますけども、ある程度ご理解をいただきたいという部 分と、やはり今後も国保会計が大きな課題という部分になろうかというふうに考えております ので、今回お時間をいただいて説明をさせていただきたいと思います。

なお、この広域化につきましては、今年度中にある程度具体的な方向が示されるかどうかちょっとまだ定かではございませんので、確定というふうにはならないと思いますので、今回のプランの見直しについては不確定な部分については課題という形で載せさせていただきたいというふうに考えておりますので、合わせてご理解を賜りたいと思います。

それではこの後、畑田町民課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

# 〇委員長(小西秀延君) 畑田町民課長。

**〇町民課長(畑田正明君)** 町民課の畑田です。本日はよろしくお願いいたします。早速、これから国民健康保険事業につきましてご説明させていただきますが、その前にお手元に資料あると思いますが、本日の説明項目と資料構成について、若干初めに説明させていただきます。

まず配付資料の1ページ目、(1) 平成18 年から27 年までの収支状況ということで、ここでは過去10 年間の国保会計の収支状況などを検証しております。

続きまして、3ページ目を開いていただきます。3ページ、(2) 1人当たり療養諸費・保険 税賦課等の推移では、1人当たりの医療費や1人当たりの保険税の調定額などを白老町と北海 道全体のものを比較したものを検証しています。

続いて4ページ目、最後のページになりますが、ここでは今後の国保会計における課題と展望ということで、(4) 28 年から 32 年度までの収支見込みについて説明させていただきます。 最後に(5)になりますが、国民健康保険制度改革ということで、これは先ほどお話が出ました、30 年度から始まる都道府県の単位化、いわゆる広域化ですか、その概要を別紙資料でご説明するという構成になっております。それでは順次説明をさせていただきます。

初めに資料1ページ目の(1)18年度から27年度までの収支状況についてご説明いたします。まずこの表は、過去10年間の国保会計の収支状況を歳入、歳出、総額及び決算額で示したものであります。収支の欄において黒の三角がついている年度は赤字決算となった年度です。また歳入総額の内数として保険税、一般会計からの繰入金、その一般会計からの繰入金のうちの赤字補てん額を各年度掲載しています。歳出総額では内数として保険給付費、繰上充用金を各年度掲載しています。また収支の下段、1番下になりますが、ここはその年度、単年度における収支決算額を記載しております。この収支状況一覧をごらんいただいて一目瞭然だと思いますが、この10年間におきまして収支が黒字となったのは、平成23年から25年度の3カ年だけの状況にあります。またここには載っておりませんが、18年度以前の収支状況につきましても、少なくとも昭和62年度から赤字決算が継続されておりまして、ここに出ています平成22年までの24年間において黒字決算となりましたのは平成9年度、この平成9年度には1,200

万円の黒字が出ておりますが、この平成9年度だけであります。記載のとおり、平成19年度末には約2億700万円の累積赤字となっております。このように国保会計における恒常的な赤字体質は、本町に限らず全国的な傾向でありまして、黒字の市町村におきましても多くは一般会計からの赤字補でんの基準外での繰り出し、あるいは基金を持っているところは基金を取り崩しての赤字回避、解消に努めている状況であります。

続きまして、本町の過去 10 年間における国保財政の主な変遷についてご説明いたします。まず、①平成 19 年 6 月に制定されました地方財政健全化法を受けまして、20 年の 3 月に白老町の新財政改革プログラムを作成したところであります。この中で、連結実質赤字比率による財政再生団体への転落を回避するため、国保会計の累積赤字におきましても放置しておけないということから、平成 23 年から 4 年間で総額で 2 億円の一般会計からの赤字補てん繰り入れと国保税の見直しなどをプログラムに盛り込んだところです。そういう中で計画的に赤字を解消していくということを盛り込んでおります。

次に、②平成20年度に75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が創設されまして、この 20年からは75歳以上の方が後期高齢者に移行するということで、国民健康保険の被保険者を 減少するとともに、保険税収入も前年度対比で見ていただければわかるのですが、約1億 6,600 万円減収となりました。一方、歳出のほうでも後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、老人 保健拠出金が前年度比で約4億6,500万円減となったことから、収支としては単年度で約5,300 万円の黒字決算となったところです。 また 21 年度につきましては、保険税改正により保険税が 前年度比で約 6,900 万円の減収となりました。また歳出の保険給付費においても、前年度比で 約 4,700 万円の増額の影響により、年度途中におきまして単年度収支の赤字が予想されたこと から、プログラムに盛り込んでおりました一般会計の総額2億円の赤字補てんの繰り出しのう ち 7,000 万円を 21 年度で前倒しして繰り入れしておりまして、そのおかげで単年度収支としま しては約6,600万円の黒字となっております。続きまして、23年度はプログラムでは一般会計 からの赤字補てん繰入金を 5,000 万円としていましたが、3,000 万円の繰入金をもって累積赤 字が解消されたと。収支は 350 万円の黒字決算となったところです。このことによりまして、 当初プログラムで盛り込んでおりました一般会計からの赤字解消分の繰り入れ総額の2億円は 1億円で済んだということになってございます。なお、黒字決算については、この23年から先 ほど言いましたように25年度までは継続されることになります。

2ページ目をお開きください。続きまして、③26年度からは保険給付費等は減少傾向となりましたが、景気低迷や被保険者数の減少などの影響によりまして、保険税の減収や国からの交付金等の超過交付による精算などにより、再び26年度から赤字決算に陥ったという形で、27年度においては約2,700万円を一般会計から赤字補てん繰入金として受けている状況で、27年度決算においての累積赤字額は約1億1,300万円となっているところでございます。

最後に、④保険税の改正経過についてご説明します。この 10 年間、平成 18 年から 27 年までの 10 年間において、保険税を改正した年は平成 20 年度と 21 年度の 2 回実施されております。

まず20年度の改正内容につきましては、先ほどもちょっとお話ししましたが、20年度から後期高齢者医療制度が創設されております。この創設に伴う保険税の課税区分の拡大でありました。従前までは課税区分である医療費医療分、介護分、それに新たに後期高齢者の医療制度支援分というものが新たに加わるというようなことで、3区分による課税となったわけであります。ただし、課税割合につきましては改正前と改正後の表を比較していただければおわかりのとおり、従前の医療費の率及び金額を新たな後期高齢者の支援分の率、金額に振り分けたという対応をしておりまして、所得割、資産割の率、あるいは均等割、平等割の金額のトータルとしては従前と同率、あるいは同額というような改正でありまして、被保険者やその世帯の保険税には影響はない改正となっておりました。

次に21年度の改正、このときの改正の趣旨は保険税の応能、応益割合を平準化することと、こういうことにありました。国民保険税というのは被保険者の所得、あるいは資産と、その人の能力に応じて負担する応能割というものと、被保険者やその世帯が平等に負担する応益割によって構成されています。この応能割と応益割の賦課割合は50対50になるように定められているのですが、平成20年度の国保会計の決算ではこの賦課割合が、応能が69、応益が31と、負担の偏りが大きくなっておりました。これを被保険者負担の公平平等の観点から、応能、応益の割合を平準化するために、この21年度で保険税を改正したということであります。改正内容につきましては、改正前20年までと改正後の21年度の表を見ていただきたいと思いますが、改正後の表の網掛けの部分が改正された率及び金額となっています。トータルで比較しますと、まず応能部分の所得割12.1%から11.98%と、0.12%減となっております。ただし、資産割につきましては、この当時共有資産等の問題がありまして21年度からは資産割については廃止するということになりました。

次に、応益部分の均等割ですが、これは1人当たり2万2,000円から2万8,100円と6,100円の増額となっております。平等割につきましては1世帯3万3,000円から3万7,100円と4,100円の増額となっております。この保険税の改正によりまして、21年度決算における賦課割合なのですが、応能が56、応益が44と、ある程度50対50のバランスに近くなってきた状況になっております。しかし一方では税率の改正、あるいは資産税の資産割の廃止などの要因によりまして、保険税の総額は20年度の5億6,700万円から4億9,700万円と約7,000万円の減収となっております。なお、平成20年度以前の保険税の改正としましては、平成6年度に均等割、平等割の応益割額のみを実施している状況です。以上が過去10年間における収支状況と主な変遷であります。

続きまして3ページお願いいたします。ここでは1人当たりの療養諸費・保険税賦課等の推移についてご説明いたします。ちょっと字が小さくて見づらいかもしれないのですが、まず上段に白老町の医療費及び保険税調定額、収納率の推移について載せております。中段が北海道全体のそれぞれ率を載せております。そして1番最後の③の下段が、白老町と北海道の比較という形で数値として載せております。それで、これは19年度から27年度までというような形

になっておりますが、まだ北海道のほうでは1人当たり調定額、収納率がまだ未確定なものですので、27年度の北海道のそこの欄については空欄としております。それであと19年度、これは先ほど言いましたけども、まだ後期高齢者医療制度ができる前の年ということで、今回比較するところは平成20年度と27年度、あるいは26年度の比較でちょっとお話しさせていただきたいと思います。

初めに、1人当たり医療諸費額ですが、20年度と27年度を比較しますと、まずこのときの被保険者数、国保の入っている方々の人数なのですが、20年度が6,706人で、27年度は5,869人と837人減少しているというような状態。そのような中で、1人当たりの医療諸費額は、20年度が35万9,924円で、全道173保険者の中ではその当時は36位というランクづけになっております。27年度につきましては43万9,025円で、このときはちょっと保険者数が少なくなりましたけども、全道157保険者中、19位という位置づけになっております。

医療費におきましては7万9,101円、約22%の20年と比べると増額となっておりまして、順位についても36位から19位というような状況で上位に上がったというような状況であります。この医療費の増額について年齢階層で分析しますと、ゼロ歳から6歳まで、いわゆる未就学児につきましては34%の医療費が落ちた形になったのですが、7歳から64歳の年齢層においても同じく若干ではありますが落ちております。しかしながら65歳から64歳、いわゆる前期高齢者の方々につきましては、20年度が44万1,016円で、27年度が56万5,261円、12万4,245円の増、率でいいますと29%の増となっております。なお診療別の分析では、前期高齢者の方の入院にかかる総医療費が対20年と比べると47%の増、外来についても20%の増というような状況になっております。

次に、1 人当たりの保険税の調定額の比較をしたいと思います。まず 20 年度、9 万 325 円で全道では 93 位、27 年度は 7 万 5, 135 円で全道では 146 位と、この間 1 万 5, 150 円、率として約 17%の減額となっております。順位でも 53 下がった状態です。

次に収納率です。収納率についても、20年度が91.37%で全道132位、27年度は90.97%で全道147位となりまして、率としましては0.4%、順位としては15下がっている状況であります。調定額及び収納率の実績の中で20年度、21年度が特に大きな増減となっています。まず20年度は1人当たりの調定額が前年度比で8.64%、収納率は1.48%の増となっていますが、これにつきましては後期高齢者の医療制度の創設で75歳以上の方が国保から移行したことが主な要因として挙げられるかというふうに押さえております。また21年度においては、1人当たりの調定額が前年度比で11.50%の減と、こういうふうになったのは、先ほどもありましたが保険税の改正、減額改正というような形に最終的にはなったのですが、保険税の改正による要因が大きいと捉えております。

次に、本町と北海道全体を比較してみたいと思います。まず20年度の北海道の1人当たりの 医療諸費額は32万6,967円で、本町はそれより3万2,957円高い状況でした。27年はさらに 5万9,266円、北海道より高い状況になっております。1人当たりの保険税調定額については、 20 年度の北海道は 9 万 2, 309 円で、本町はそれより 1, 984 円低い状況でした。27 年度は北海道の数字がまだ未確定なので、26 年度と比較しますと、その差は 20 年度の約 9 倍の 1 万 8, 136 円低くなっている状況であります。収納率につきましては、20 年度の北海道は 88.32%、これは市町村全部で 88.32%、白老町は 91.37%で 3.05%白老町のほうが高い状況でしたが、26 年度と比較しますと 1.65%、北海道より低い状況になっております。ちなみに本町の収納率、低いような状況が続いておりますが、23 年度以降は若干、わずかではありますが年々アップしている状況にあります。

続きまして4ページをお開きください。今後の課題と展望についてご説明いたします。これ までご説明してきたとおり、国保財政は過去から恒常的な赤字決算が続いていましたが、一般 会計からの赤字補てんによる繰出金などの対応で、23年度から3年間は黒字となりました。し かし、26年度から再度赤字に陥り、現在1億1,300万円の累積赤字を抱えている状況になって おります。今後も加速する高齢化とか医療費の増大、景気の低迷などの影響を受け非常に厳し い財政運営が予想されています。また、30年度からは国民健康保険制度改革によって都道府県 単位化、いわゆる広域化が待ったなしで始まろうとしております。このような状況において、 担当のほうでは、まずは29年度までに累積赤字の解消を図りたいというふうに考えております。 30 年度からは赤字を抱えない状態で新たな法制度をスタートさせたいと考えております。その ためには赤字解消のための財源確保が喫緊の課題であると捉えているところです。この赤字解 消の財源を確保するための手法としましては、一つは国保会計という独立採算制の原則の中で 国保会計を運営しているというようなことから、保険税改正によって受益者負担の増額を行う と。もう一つは、一般会計からの基準外での赤字補てんの繰り出しによって対応するというよ うなことが考えられますが、30年度から都道府県単位化による新たな国保の制度においては、 保険給付に必要な国保事業納付金とその納付金を納めるために必要な保険税の標準保険料率、 これはいわゆる所得割とか均等割、平等割、こういうものが今度は北海道から示されることに なっております。あくまでも予想でありますが、現在執行している白老町の保険税率より高く なる可能性が大きいことから、30年度においては保険税の増額改正は避けられない状況なのか というふうに考えています。そういう中でまず1点目としましては、29年度までは保険税の改 正を見送ることとしまして、この間の累積赤字を解消する財源につきましては、一般会計から の赤字補てん繰入金による支援をいただいて、赤字を解消していきたいというふうに考えてご ざいます。

次に、都道府県単位化がスタートする 38 年度以降でありますが、これにつきましては保険税の改正もやむを得ないのかというようなことで、北海道から示される納付金見合いの財源を確保しながら、財政運営をしていく考えでおります。ただし、その 30 年以降も赤字決算がまた見込まれるというような場合には、今回の制度改革の中で北海道で創設されます財政安定化基金、ここからの借り入れも視野に入れて対応しなければならないのかというふうに考えてございます。

そういう考え方の中で国保財政運営を考えているところなのですが、その中で(4)として、 今後の収支見込み、この表は、今年度 28 年度を含みます今後 5 年間の収支見込み額を示したも のであります。まず 28 年度の収支見込みにつきましては、現在までの実績と今後の見込みを推 計した結果、単年度収支では約 7,500 万円の黒字が見込まれるところであります。それにより まして、累積赤字も約 3,800 万円まで圧縮される見込みであります。この大きな要因としまし ては、まずは前年度より医療費が今年度減少傾向にあるということ。それと、補助金等の超過 交付による償還金が、前年度より大幅に減少することなどが挙げられます。ただし、医療費に ついては、まだ 6 カ月分、支払いが残っていることから、この収支見込みは大幅な変動する可 能性がございます。

次に29年度の収支見込みですが、歳入・歳出を通常の積算により算出すると、収支見込みは赤字となってしまいますが、先ほどお話しさせていただいたように、29年度までに累積赤字の解消を図ることを前提としまして、赤字額として出た分につきましては、一般会計繰入金の赤字補てん分に上乗せして、収支がゼロになるように調整して作成したものであります。続きまして30年以降の収支見込みにつきましては、先ほどからお伝えしているように、30年から都道府県単位化になります。というようなことで、新たな予算項目での編成となる予定です。現在の歳入・歳出項目が大幅に変更される予定であり、保険税収入を含めて、現時点はどのような収支見込みとなるのか不透明な状況にあります。このようなことから、30年度以降の歳入・歳出総額は現在の国保制度に基づいて推計し、収支がゼロベースになるような歳入・歳出総額で調整して、収支見込みをしております。以上が4ページ目までの説明です。

それでは、5番目の国保制度改革について、このお手元にある横長の資料でご説明させてい ただきます。

それでは最初に国保制度改革の経緯と概要からご説明いたします。1ページ目をお開きください。ここでは、改革の背景と方向性が掲載されています。国は、急速な少子高齢化の進展など大きく環境が変化して、社会保障の増大に伴って保険者負担も増大する中、将来にわたって医療保険制度を維持させ、国民皆保険を堅持するために、社会保障制度の改革の一つとして、国民健康保険を中心として医療保険制度改革を進めているものであります。

2ページをお開きください。資料の左側に市町村が抱えている構造的な課題について掲載されています。市町村が抱えている構造的な課題としましては、まず、1.年齢構成として、①年齢構成が高く医療水準が高いこと。次に、2.財政基盤としては、1つ目としては②所得水準が低い。2つ目としては、③保険料負担が重い、3つ目としては、④保険税の収納率が低下している。4つ目としては、⑤一般会計からの繰り入れという、これは本町にも全て当てはまっている事項となっております。これらの課題に対する対応が右側に記載されております。①としては、国保に対する財政支援の拡充。②としては、国保の運営について、財政支援の拡充などによって、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、都道府県と市町村との適切な役割分担について検討すること。③として、低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

が示されています。

続きまして3ページ目です。国民健康保険の改革による制度の安定化について、四角囲みの中において、国民健康保険の安定化というところですが、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化させることなどを盛り込んだ法律が、平成27年5月27日に成立しております。

続きまして4ページ目です。このページは、先ほど言いました公費による財政支援の拡充について掲載されています。1番上の四角囲みの中に記載していますとおり、30年度から毎年約3,400億円の財政支援が予定されています。その内1,700億円につきましては、低所得者対策としての保険者支援制度ということで27年度から実施され、本町においても前年対比で約2,900万円の増額という対応となっております。残りの1,700億円につきましては、下段に記載のメニューにありますように、30年度から実施されることになります。ただし丸印4つありますが、その中の3つ目、保険者努力支援制度については、前倒しで本年度から実施されることが予定されております。

続きまして5ページ目です。ここでは現行と改正後における都道府県と市町村の実施事業のイメージが示されています。都道府県の主な役割は、財政運営の責任主体となって国保のお金の流れをコントロールするということになります。もう一つが、北海道全体で一つの国保として運営することから、それぞれの市町村で行っている事務がばらばらでは制度がうまく機能しないということになるため、都道府県内の統一的な方針である国保運営方針を策定して、市町村事務の効率化、標準化を図ることとされています。一方、市町村の役割につきましては、被保険者と密接に関連する国保の加入、あるいは脱退手続き、あとは保険証の交付、各種申請の受付と医療費の支払い、特定検診などの保健事業を行うほか、北海道から示された保険料として集めるべき金額をもとに保険料率を決定し、保険料を賦課・徴収する業務、これについては引き続き市町村が担うということとされています。都道府県と市町村のそれぞれの役割につきましては、次の6ページにも同じようなことが、それぞれ分けて記載されておりますので、ここは説明を省略させていただきたいと思います。

続きまして、新たな財政運営の仕組みについてでございます。 7ページ目になります。改革後の国保財政の仕組みのイメージです。まず資料の下側の左に現行という欄があります。ここからちょっとご説明しますが、現在は市町村が国保特別会計を設置して、支出の保険料給付金の支払いに必要な財源として、国保負担金等の公費を除いた額を保険料として徴収しています。右の改革後の欄においては、今度は都道府県に国保特別会計を設置されて、支出に係る財源として国保負担金等の公費を除いた額を保険料として徴収することになります。都道府県はこの保険料として徴収する額を市町村に納付金という形で納めさせることになり、市町村は都道府県が示す標準保険料率を参考として保険料率を決定し、賦課・徴収を行い、徴収した保険料等を財源として都道府県に納付金として納めます。また、市町村が保険給付費として支出する額については、全額都道府県からの交付金で賄うことになります。

8ページ目です。ここでは改革後の国保保険料の賦課、徴収の仕組みのイメージということで、前ページの7ページと同じような内容になりますが、おさらいの意味で進めさせていただきます。この8ページでは、都道府県という名称を北海道に置きかえて説明させていただきます。北海道は、北海道全体の医療費見込みから国庫負担金等の財源を差し引いて、北海道で保険料として徴収する額を算定し、これを市町村ごとの納付金として納付させます。納付金は医療水準や所得水準を考慮して決定されます。また、ここでは市町村というのを白老町に置きかえて説明します。白老町が北海道に納付金を納めるために必要な標準保険料率についても合わせて示すこととなっています。白老町は北海道が示した標準保険料率を参考に保険料率を決定し、住民に対して保険料の賦課、徴収を行い、徴収した保険料等を財源として、白老町が北海道に納付金と支払うことになります。

続きまして9ページです。9ページ、ここでは都道府県の財政安定化基金の設置についてであります。都道府県は財政の安定化のために財源不足となった場合に備えて都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対して貸し付け交付を行うことができる体制を確保することになっております。貸し付けについては3年で償還が義務づけられます。ただし、無利子となっております。交付については災害、景気変動等による特別な事情に限定されまして、交付額も枠が設けられます。それぞれの都道府県の基金の規模としましては、総額で2,000億円を目指しているということになっております。

10ページ目です。ここも今説明した、9ページで説明しました財政安定化基金による貸付の 交付のイメージとなっておりますので、同じような説明になりますので説明を省略させていた だきたいと思います。

次に、3番目の施行に向けたスケジュールということで、11 ページお開きください。ここでは国保制度改革の主な流れのイメージということになっております。資料の1番下に市町村のスケジュールがあります。28年、29年度に現行の国保システムの改修、あるいは業務体制の見直し、条例改正等を行うとともに、29年度におきましては市町村の国保運営協議会において審議いただいた上で、新体制が施行される30年度の保険料率を検討、決定することとされています。また都道府県のスケジュールでありますが、27年度から都道府県、市町村協議の場が設置されまして、納付金の算定ルールや国保運営方針を検討、決定して、29年度には市町村ごとの納付金の額と標準保険料率を検討、決定することとされております。

最後の12ページです。ここでは、納付金・標準保険料率算定までの流れのイメージ図になっております。都道府県と市町村の欄のところにまたがって、平成28年から29年の初めにかけて連携会議等においての算定方法についての議論開始となっていますが、これにつきましては、北海道においても来月、11月の上旬になりますが、国保都道府県単位化市町村説明会が開催される予定です。北海道の国保運営方針の、ここではこの会議、説明会においては北海道の国保運営方針のたたき台及び納付金の仮算定の状況などが説明される予定となっております。また、11月下旬からは、道内6カ所において随時市町村連絡会議も開催する予定となっております。

いずれにしましても、30年度までもう2年もない中で、非常に厳しいスケジュールで準備を強いられることになる見込みです。全体いろいろまだ不透明な部分もございます。これから1番問題になる納付金や標準保険料率などの新たな情報が入ってこようかと思います。また新たな情報が入ったら、改めましてご説明する場を設けさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。長くなりましたが、以上で国保特別会計の状況説明を終わらせていただきます。

**〇委員長(小西秀延君)** ただいま説明ありましたが、この件について質疑がありましたらどうぞ。

6番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 6番、氏家です。この国保会計については、畑田町民課長からいろい ろな部分で説明を受けるのですけども、なかなかわかりづらい部分があります。特にこれから 新たな国保会計の制度が開始するにあたって、まだまだ見えない部分があるということで、想 像を働かせて聞くというのもちょっとあれなのですけども、ちょっと基本的なことだけちょっ とお伺いしたいのです。現在の国保会計、これはやはりすごく大きな白老町の財政にも大きな 割合を占めるというか、財政の安定化という部分では本当に大きな割合を占める部分だと思う のです。白老町は特に医療費の増大というのが、特に先ほど畑田町民課長から説明のあったと おり、65歳から74歳までの前期高齢者といわれる方々の部分の医療費の増大というのがすご く顕著にあらわれてくるのではないかと思うのです。そうなったときに、これは私の持論なの ですけども、なぜそういったところに集中して医療費がかかってくるかというと、例えば20 歳から 40 歳まで、 それから 40 歳から 65 歳まで、 例えばこの期間の中でしっかりとした予防医 療というのがなされないのが、結局はだましだましきたものが一気に膨れ上がるのが 65 歳から 74歳というように感じるのです、こういうグラフなどを見ると。私は国保会計だけでこういっ た問題を取り上げようと思ってもなかなか難しくて、例えば医療現場との連携だとか、それか ら福祉の分野、こことのしっかりとした連携の中で、よく俗に言う3連携の中で、その中で国 保会計がどうあるべきなのかと、どうなのだということが問われることが大事なのではないか と私自身は考えるのです。だから、医療費は例えば 20 代から 40 代までは今よりも上がるかも しれない、検診率が高くなったり、いろいろなちょっとした重症化する前に医療を行うという ことであれば、もしかしたら 20 代から 65 歳までの間の医療費というのは今より上がるかもし れないけれども、逆に言うと 65 歳からそういったことをすることによって、65 歳から 74 歳ま での間の前期高齢者の、今すごく負担がふえている部分が、ある程度抑えられると、何か数字 的な部分で見るとそういうような解釈がされるのですね。だから、国保会計だけで、国保会計 というのは、結局は最終的な結果がそこにきているだけのような気がするのです。だから、医 療費の平準化と国保会計というのは、すごく密接な関係があるような気がしてならない。特に、 そこにはそういった予防医療なんかにかかわる保健、そういったところがしっかり連携しない と、今この国保会計だけの議論で数字だけ追っていくと、困ったね、どうしようねと、一般会

計からの繰り出しがどうだとかこうだとかという話になってしまうのだけども、もっと根底的な、もっと根っこのところで議論をしないと、この国保会計というのは理解できないというか、わからなくなってくるというか、これだけの話しかできないというか、数字的な話しか。だから、何かそういうふうな感じで自分が持っているものですから、その辺を、きょう理事者もいらっしゃるので、医療と国保とそれから保健、福祉、この辺とうまくきちんとした連携をとらないと、いつまでたってもこの問題というのは、これから新たな国保会計の改正がなされて運用が始まるということであるので、その辺でそれがどういう形になるかわからないけれども、白老町はいずれしても医療費は全道的には高いほうですね。安いところもあるわけです。これが平準化されるような形になると、ではうちは医療費これだけ今まで安かったのに、逆に安いところは高くなるのかとか、いろいろな問題も出てくると思うのです。そういったことも含めて、白老町のまちとして今後の国保会計のあり方を議論するにあたっては、私は今言ったその医療、国保、そして保健福祉の関係、ここがきちんとした一つのプロジェクトを組んでやらないと安定しないような気がするのだけれども、その辺についての考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

# 〇委員長(小西秀延君) 畑田町民課長。

**〇町民課長(畑田正明君)** 氏家委員おっしゃるとおり、30年度から広域化になりますけども、 それがなったからといって、今まで各市町村でやってきた、いわゆる保健事業を、先ほど言い ました健診とか、そういうものは従来どおり何の変わりもなく継続して市町村がやっていかな ければならないというような形になっています。大きく変わる部分というのは、先ほどちょっ と言いましたが、北海道が国保の運営主体となるということと、今まで町民の皆さんから保険 税もらっていて、それは市町村の国保ですから、そこでストップしていたのですけども、それ が、今度北海道が主体となって、北海道全体を面倒見るわけですので、その入ったお金は今度 北海道に渡すというような形になるのですが、ただ保健事業自体は何ら変わらない、この改革 の中では今よりももっと保健事業を展開して、保健事業によって医療費の抑制とか、先ほど言 いましたように3連携という形の中で医療費を抑えていきなさいと、それの一つの手法として 今回の改革というものがあったので、今よりもっと国のほうとか道のほうでもそうですけども、 今よりもっと保健事業をやりなさい、健診率を上げなさいとか、そういうことは強く言われて くると思います。なので、確かに国保だけでそれができるのかということとなるとなかなか難 しい部分があって、白老町においても、いつからというのはちょっと忘れたのですけども、3 連携の連絡会議をつくっております。その中で少しでも医療費を抑制するような形で検討して いる状況で、この間の議会でもちょっとお話ししましたが、健診率がやっと30%となりまして、 今まで10何%とか、30%にはいってなかったのですけども、若干よくなってきている状況で、 これからも健診のほうには力を入れていきたいというふうに考えていますし、ある程度その健 診率が、この間もちょっと議会のほうでお話ししましたけども、上がることによってそれに対 して、先ほど努力支援制度というものもありましたけども、そういうことで国のほうで支援し

てもらえるというようなこともありますので、これからというか、今までも頑張ってきたのですが、これからも今以上に特に30年以降は頑張っていきたいと、保健事業に対して努力していきたいというふうに考えております。

**〇委員長(小西秀延君**) 6番、氏家裕治委員。

**〇委員(氏家裕治君)** 6番、氏家です。私もこの国保会計については、本当にもうなかなか 勉強しきれなくてわからないのだけども、素人ながらに全体の流れから見ると、ここに力をや はり入れなければだめなのだろうというのが何か見えるのです。ここに力を入れないと国保会 計をいくら安定させようとしてもなかなか難しいだろうと。それは特に3連携であり、そして 低年齢化しているいろいろな成人病関係の予防、前に古俣副町長とお話しました、例えば中学 生のピロリ菌の問題だとか、そういう問題も含めて、投資する部分にはしっかりとその目的を 定めて、これを 10 年後、15 年後、20 年後に結果を出していくのだという目的を定めて、やは り政策的な投資をしていかないと難しいのだろうと思うのです。それが重症化することによっ て、国保会計も悪化していくわけですね。だからいろいろな政策の中で、これだけではないの だけども、なぜそうなる、なぜこうなるのかという原因をしっかり定めたところで手を打つと いうか、いろいろな問題はあるかもしれないけども、一つ一つクリアしながらそこに手を打っ ていくことによって先が見えるという問題が多分あるのだと思います。ですから、そういった ところにはしっかり財政の支出も必要になってくるかもしれないし、それは10年後、20年後 の白老町を見るためのそういう投資ですから、特にこの国保会計というのはずっと長年見てい くと、人口は減っていくのだけども医療費の増大というのはどうしても顕著にあらわれてきま すね。ですから、そういった面においても財政出動、一般会計の繰り出しだとかいろいろなこ とはあるかもしれないけども、これは国保会計にだけではなくて、もっと根底的な問題のもっ と根っこのところでしっかり繰り出しをしていかないと、多分この問題というのはいつまでた っても同じような問題をひき起こすというか、同じような問題というか、同じような結果を招 くというか、それがどんどんまたよく変わればいいのだけども、悪くなっていくと本当に白老 町の命取りにもなりかねない問題になってくる。だから国保会計だけではなくて、それこそ医 療現場、そして町民の低年齢のところでもっておさえるところはおさえる、そして 65 歳を迎え られるような元気な町民をふやしていくことが、やはり私は大事なことだと思いますので、そ こだけはプログラムの中で反映をさせるためには、今何をしなければいけないのか。この例え ば5年間で何をしなければいけないのかということは、私は明確になってくると思うのです。 ですから、そういった部分ではしっかり理事者側とも話し合いながら、そして病院側とも、そ して3連携の要である保健福祉と、この辺としっかりタッグを組みながら、やはりプログラム に反映させるなら反映させるというふうにしてやっていかないと、確かにこれだけお金を突っ 込んだからこれだけ結果が出るのだというものは見えないかもしれないけれども、でもやるべ きことはやらなければいけないと思います。そこだけは、プログラムの改正にあたっての国保 会計の今回のこういった現状ですから、ですからそういったところをしっかり踏まえて取り組 んでいただきたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 畑田町民課長。

○町民課長(畑田正明君) 今言われたように、保健事業、健診とか、要は病院にかかる人を少なくする予防対策というのですか、そういうものを、なかなか今氏家委員おっしゃったように、結果としてやったから 1,000 万円、それだけの効果があったかとか、なかなか数字としても見えてこない部分で、やっている担当者としてはなかなか目に見えない地道な、それが仕事なのですが、なかなか結果として、今回は特定健診が 30%台だということで担当者も喜んでいるところなのですが、その特定健診をやったことによって医療費がどれだけ落ちたのだというようなところになると、なかなか見えてこない部分、率としてはわかりますけども、全体の医療費としてはどれだけ落ちたのだというようなことになるとなかなか見えてこない。そういう中で、それも地道にやっていかなければ、それをやらないことによって、だんだん患者さんがふえていくというようなことが当然出てきますので、地道な中で、要は長い目で見ていただいた中で、今後も継続して、今健康福祉課のほうと連携しながら、特定健診未受診の方を対象に絞って戸別訪問も検討している状況なので、そういう地道な活動をしながら、少しでも国保の財政をよくできるような形で今後も頑張っていきたいと思いますのでご理解願います。

**〇委員長(小西秀延君)** 6番、氏家裕治委員。

**〇委員(氏家裕治君)** 6番、氏家です。答弁いりませんけども、私も議員になって 13年目に 入ります。いろいろな市町村を見ていくと、この国保会計の例えば一般会計の繰り出しの少な いところというのは、やはりその健診率が高かったり、予防医療がすごく盛んに行われていた り、だから、医療費自体は少なくないのです。大体医療費というのは標準、その県だとか、北 海道でいえば北海道の標準のところにあるのです。医療費は標準のところにあって、結局安く もないのに国保会計が安定しているということはやはり、例えばその人たちはちょっとした何 か不安なことがあれば病院に行っているのです。重症化する前に、ある程度メンテナンスをし て高齢化を迎えるというか。だから、医療費はそこそこかかっているのだけども、重症化する 前にある程度おさえているので、国保会計もある程度安定していると、これがどこいってもそ うです。大体国保会計の安定しているところというのはそういったところです。この近年では 夕張なんかもそうですね。夕張なんかはそんなに下がっていないです。医療費は下がっていな いけども、でも国保会計はある程度安定している。今どうなっているかちょっとわかりません。 だから、その辺の状況を見たときに、やはりその辺の密接な関係性というのはあるのだろうと 思うのです。だから、そういったところをしっかり押さえながら、今後はやはりこの財政プロ グラムをつくるにあたっても、おさえるところはおさえて、そしてやってみたらいいのではな いかと思うのです。それは理事者側がしっかりうちのまちはこういう方向でいくのだというも のを、やはり示さないとなかなかできないかもしれないけれども、でも、

しっかりその辺は議論しながら、プログラムに反映させていくことが私は大事だと思うので、 ぜひその辺については、新たな国保会計が今後またスタートすることにもあたって、新たなも のがスタートするといっても結局は白老町でやるべきことは変わらないわけです。だからそういったことについても、一人一人の町民の健康、そしてそういったことについての取り組みとしては、今畑田町民課長おっしゃったとおり、やはり国保会計だけではなくて、連携しながらいろんな考え方の中で進んでいくことが大事だと思いますので、そこはしっかり頑張ってもらいたいです。答弁はいいです。

**〇委員長(小西秀延君)** 確認いたします。質疑、まだございますね。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

**〇委員長(小西秀延君)** それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。質疑のあります方はどうぞ。

5番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) 何点かちょっと伺いたいと思います。先ほど氏家委員も質問していましたけれども、やはり1人当たりの医療費が高いということは、今後の努力をしていくことが必要になってきますので、要因は何なのかと捉えて、低所得者が多いとか、低所得者が多いだけに、やはり病院に行くのも生活保護の方はすぐ行くらしいですけども、年金にあわせて生活をしていると、病院行くのがだんだん遅れて、重篤化してから行くということが割と多いのではないかというふうに思うのですけど、要因をどのように捉えているのかというのが1点目、そのあとにちょっとつなげたくて質問いたします。

それと健診率の向上、先ほど言っていましたけれども、健診率が30%、特定健診は30%を超えたということでありますけれども、他のがん検診等は大変白老は低いほうだと思います。そういったことを含めて、健診率の向上が、先ほど上がったことが医療費の抑制につながるかどうか、まだ明確には出てないというのですけども、これは私は明確にしていく必要が今後あるのだと思うのですけども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

それともう一つは、収納率向上のための努力は、一生懸命努力されて、本当にいろいろな面でされているのですけれども、苫小牧でも92.07%で、この10年間で最高だったという話もちょっと載っていましたけれども、白老町は90.97%で147位ということですので、努力されていることがなかなか結びつかないというのは、白老の低所得者等いろいろな現状見てわかるのですが、どのような収納対策としてどういった手法を取られているのか。車の差押えだとか、そういったこともされているのかどうなのか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 畑田町民課長。

**〇町民課長(畑田正明君)** 医療費の高い要因ですね。確かに全道的に見ると高い形にはなっています。それで、実際に今そういう分析をしているのかといわれますと、そこまでの分析はちょっとしていないような状況なのです。それで、今後はそういう部分も含めまして、どうい

うところに白老町の医療費が高い要因があるのかという部分は、過去には調べたところがあるのかもしれませんが、私は今の時点ではそういう経緯というのはちょっと見られなかったものなので、まずは過去のそういう分析した結果があるかどうかも含めて、これからのためにも分析していきたいというふうに考えております。あと、健診率の関係、今回 27 年度 32.9 だと思いますが、最終的な結果が出たのですが、平成 20 年から健診が確か始まったと思うのですが、過去最高ということで 30%になったというのはもちろん初めてというようなことの中で、胆振管内においても今までは最下位の状況だったのですが、11 市町が管内にありますけれども、今は大体真ん中ぐらいにきたのかというふうに押さえております。この受診率につきましては、先ほどもお答えしたように、これからまた 30%になったからというようなことではなくて、これからも努力して、国保だけではなくて福祉、医療、一緒になって 3 連携の中でまだまだ頑張って、それがイコール医療費の削減、1 人当たりの医療費もそれによって下がっていくというような形になっていくと考えておりますので、健診率の向上については今後も努力していきたいというふうに考えております。

収納率ですが、収納率につきましては、若干ですが上ってきているというような状況の中にはありますが、胆振管内の中でも率としては多分 11 市町の中ではまだ最低というような状況になっているかと思っております。これをどういうふうにしていくかと、実際も、今担当分野としては税務課のほうに、嘱託職員とかに対応してもらっている状況にはあります。過去には差押え件数とかも、25 年度でいうと 20 件、26 年度が 21 件、27 年度が 23 件の差押え、そういうような処分もやってございます。その中でなかなか率が上がってきていないというような状況にあります。税務課のほうの担当職員においては努力していただいている中で、わずかずつですが上がってきているというような形で、最低でもこれ以上落ちない、前年度から比べて落ちないような形で、わずかずつでも向上させていきたいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

# **〇委員長(小西秀延君)** 5番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) 大変忙しい中で本当に収納率上げなければならないとか、分析しなさいとかと本当に細かいことを言うようなのですが、新年度からやっていくということになると、まず一つ、努力支援という、努力に対して支援制度ができるとなりますね。これを見たときに、私詳しい制度はわかりませんけれども、これを見ただけで私はやはりきちんとした要因、それから分析をきちんとすることで、こういったことに取り組んだとか、こういうことをやったとか、それから低所得者対策の強化もここの中に入っているわけですね。そうすると、きちんと分析をして収納率が悪いのはもうわかっていると思いますけれども、やはり低所得者がこれだけの割合があるとか、それから健診率もこのぐらいまで上げてきたけれども町の目標はここまで持って、今こういうことに取り組んでいますとか、そういったことを具体的につくってやっていかないと、私はこれを使えないのかというふうにちょっと思っていたものですから、こういう質問したのですけれども、私は、やはり広域的にやることで、低所得者の多いまちだとか、

それからやはり努力している自治体で、何ともそれがなかなか実を結ばないとか、こういった ことをやらないとそれが伸びないということになると、私は、そういうことに対してのこれは 支援なのではないかというふうに思いますので、前は健診率を上げるためにプロジェクト組ん でやったことがあったときに、かなり健診率が上がったということがあったのです。ですから、 やはり要因をしっかり押さえることで取り組めることが出てくるのではないかと思いましたの で、そういうふうに述べさせてもらいました。収納率の向上に対しては、これもなかなか厳し いと思いますけれども、先ほど申し上げましたように低所得者対策の強化ということもありま すので、こういったことを含めてきちんとその連携をとれる、広域ですから、今度は道に要因 をきちんと説明ができる、そういったものをきちんと町としてつくっていく必要があるのでは ないかというふうに思ったのですけれども、それが1点。それから、都道府県に財政安定化基 金の設置がされますね。これは、医療費とかそういう給付の不足した場合に借りられるという ふうに書いてありますけども、3年で返すということになっていますね。ですから、借りるこ とが得策ではないと思うのですけれども、そういったことで、今度は自治体というよりも道の そういう制度が使えるためには、条件もまたいろいろ出てくるのではないかというふうに思い ますので、そういったこともわかれば教えていただきたいと思いますけれども、そういった国 がとってきた制度を先取りして、町としてやはりきちんと対応策を練っていくということも今 後必要ではないかというふうに思うのですが、その辺のお考えを伺っておきます。

#### 〇委員長(小西秀延君) 畑田町民課長。

**〇町民課長(畑田正明君)** まず1点目の健診率ですとか、そういう形の、今度北海道が共に保険者となって、北海道のほうが財政の主体になるという中で、当然、収納率とか健診率が悪ければ北海道のほうから白老町さんもっと頑張りなさいとか、そういうような話になると思います。ですので、それに向けては当然白老町も対応できる。先ほど吉田委員おっしゃったように分析、どういうところが悪くて収納率が低いのかとか、どういうことで健診率が低いのかとか、そういうことをある程度、北海道なり国に対して分析した結果、今こういうような状態なのですというものを示せるような形には準備していかなければならないというふうに考えております。

それと北海道で創設する安定化基金のお話なのですが、当然、今北海道の国保運営方針というものを策定している段階なのですが、その中で、やはりどこの市町村でも赤字になったから貸すみたいな形には多分なっていかないかと思います。今言われているのは、私の認識している中での一つは、こういうことであれば貸さないという一つの例が、まずは累積赤字があるところには貸しませんというような考え方、これは決定ではないですが、そういうような考え方で今議論されているということで、当然、道としてもそうだと思います。29年度までの赤字を背負ったまま30年に移行した中で、それを背負ったままいって、また赤字になったから、今度は北海道からその分も含めて貸してくださいというような形にはならないと思いますので、まずはその累積赤字を、言葉はあれですけども、背負ったまま30年度から広域化という形になっ

て赤字が出ても、それは北海道のほうでの貸し付けには該当ならないというふうに私どもも捉えています。そのもとで、先ほどお話ししましたけども、29年度までは赤字をなくしてまっさらな状態で北海道の広域化に移行したいというふうな考え方を持っています。以上です。

**〇委員長(小西秀延君)** 5番、吉田和子委員。

**〇委員(吉田和子君)** 私が、忙しい中分析をして、要因をきちんとつかまえておいたほうが いいと思いますと言ったのは、結局今度は全道になりますね。そうすると道は他市町村と全部 比較すると思うのです。比較をしてどうして白老町はこうなのだと、同じような状況のところ はこれだけあるのにと、きっといわれてくるのだと思うのです。いろいろな面でこういうふう に努力していますとか、こういうふうに言ってもそういうことになるので、きちんとした要因 を押さえてきちんとした説明ができる、そしてこのことが町として必要なのだと、そういった ことをきちんととらまえて、反対にこちら側からこういうことをやりたいから、ぜひ努力支援 をしてほしいと、そういったことを持っていけるような形の先取りをするべきだと。27 年度か らというふうになっていますので、もうやっているところはやっているのではないかというふ うに思いますから、白老町も本当に 30 年度からですけれども、今からでもそういう分析をきち んとして、こういったことが1番今必要だろうと、保健師さんが足りないから保健師さんをふ やすということになるかどうかわかりませんけども、保健師さんをふやすことでこういったこ とを今やりますと、だからこういうふうに支援してくださいというようなことが具体的に出せ るような、そういうことをやっていく必要が今後あるのではないかというふうに、今回の説明 で十分理解しないで言っているので、もしかしたら間違っているところもあるかもしれません けれども、ざっと読ませていただいた中では、何かこういうことというのは必要なのではない のかと。ましてや他町村と比較をされたときに2万人、まだ1万8,000人いる人口でこれぐら いのことはできませんかと反対に言われないように、こちら側がきちんと持っていくというよ うな形をするべきかというふうに思ったものですから、どのようにお考えになるか。

# 〇委員長(小西秀延君) 畑田町民課長。

○町民課長(畑田正明君) ここの資料の中に努力支援制度、頑張ったところにはそれなりに支援しますというようなことが載っております。一つ例に出しますと、特定健診の受診率、これにつきまして対象とする年度は別として、例えば前年度 26 年度と 27 年度を比較して、白老の場合でしたら 26 年度の受診率が特定健診の受診率が 27 だとします、それが 27 年度、一応30 として 3 %上がりましたと。こういうような結果として国のほうも結果を見て、1 %以上こういったところには何らかの支援をしようというふうな決めになっているのです。それで、努力支援制度は 28 年度、今年度から特定健診の努力支援制度は今年度から始まるのですが、その中で今いわれているのは、27 年度と 26 年度の対比ではなくて、25 年度と 26 年度の対比というようなことでいわれていまして、そこで前年度 25 年度より 26 年度が 1 %以上上がっていれば、額はちょっとわからないのですけども、支援しますというような形になっておりまして、これは一応今年度から始まって毎年ずっと継続される予定なのですけども、ですから、うちのほう

もそれを目指して、基準を 1%であれば 1%前年度よりアップするために少しでもそれは当然努力していかなければならないというふうに思っております。あと、低所得者への支援というのは書いてありますね。これはもう既に 27年度から始まっていまして、これにつきましては努力したところというよりも、全市町村にある程度の基準がありまして、低所得者がこれだけいるからこれだけの所得だから、ここの市町村にはいくらあげようというような制度で、これは努力するということはまた別に考えていただきたいと思うのです。それで先ほど言いましたけども、低所得者への支援というのは 27年度から始まりまして、白老町の場合は前年度、26年度と比べると 2,700 万ぐらいの支援というのですか、それは一般会計のほうからもらう形になるのですけども、そういう形で既に 27年度は前年度と比べて、2,900万ぐらい多くもらっているというような状況であります。ですから努力支援制度と低所得者対策についてはちょっと分けて考えていただければと思います。以上です。

**〇委員長(小西秀延君)** ほかに質疑をお持ちの方。

8番、大渕紀夫委員。

〇委員 (大渕紀夫君) 8番、大渕です。ちょっと基本的な点で聞きたいのですけども、これ を見ると28年度は3,800万円ぐらいの赤字が出る可能性がありますということになっています ね。ですから、見直しの中ではこの金額が出てくるというのはよくわかるのだけども、そのあ との制度の説明をいくらしても、今、国保の議論はやっていますけれども、何で財政健全化の 中で国保が出たのかということがよくわからないのです。例えば、3年間で赤字になったら道 から貸してもらっても返さなくてはいけないのでしょう。それは国保の会計で絶対返すという のならそれはいいけれども、そうではなくて一般会計から補てんしなければいけないから、そ ういうリスクがあるから、この財政健全化の計画の中で国保の問題を議論しましょうというの なら話わかるのです。だけど、制度をいくら聞いても、財政健全化の中で何をすると言ってい るのか全然わからないのです、今の議論をしても。財政健全化に何のリスクがどこにあって、 どうなるのかということがないと。だから、これで出ているのは 3,800 万円が出ていますと、 だからこれについてどうするかというのなら話がわかるのです。そのあとゼロでしょう。危険 度がないのだったら、何も財政健全化に盛り込む必要ないでしょう。私が言っているのは、そ ういうことがきちんとしていないで議論しても、今は制度の説明をしているわけではないのだ から。そこら辺が、なぜ今ここでこの議論をするのかということがよくわからないのです。そ れは一般的な中でやるべき中身のものでしょう。言っている意味わかりますか。だから、私が 聞きたいのは、国保が広域化になったときにどんなリスクがあって、考え方としては去年は1 億1,000万円、ことし3,800万円ぐらい出そうだと、そういうことが今後も継続されるので、 毎年4,000万円なら4000万円、32年まで一般会計からみなかったらこれはどうにもならない と、だから健全化の中でこういうふうにしましょうというのなら話わかるのだけども、そのあ とゼロになっていたら何の議論をするのかということになるでしょう。ということを聞きたい のです。聞きたいといったらおかしいけども。別にいじめる気とかそんなのではなくて、きち

んと論点整理してはっきりしないと、議論をする中身が違うのではないかと思うのだけど。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

〇財政課長 (大黒克己君) 最初に私申しましたとおり、国保会計というのは今後この国保会 計の財政状況によっては、一般会計も含めて町全体の財政に非常に影響があるということはま ず申し上げました。そういう中で、まず今後30年から新たな制度に移行するという中では、確 かに今段階ではその中身もはっきりしておりませんので、その部分を含めて今後一般会計でど うのこうのですとか、どういうような方向性になるというのは、確かに議論はできません。し かし、この新たな広域化になったとしても全く影響がないとは言えない状況にあるという認識 ではございます。そういった中で、まずは制度が今段階でどのような形で動いていて、今後の スケジュールも含めてどういう形になりますというのをまずお示しさせていただいております が、そこの部分についての議論は確かにおっしゃるとおりできないと思います。ですから、こ この部分については、プランの中に実際盛り込めないのです。ですから、この部分については、 今後の課題ということでまずはプランにその財源をどうのこうのではなくて、こういう問題が 残っていますので、今後もしこの部分で何らかの影響が出る場合は、例えばその時点でもう一 度見直しですとか、あるいはこの部分は考慮していかなければならないという部分は、きちん とプランの中には付記しておかなければならないということでの説明でございます。それとも う一つは、ここの最初の資料の4ページにございます、まず前段から説明をさせていただいて いる中では、ずっと国保会計はほとんどが赤字で推移しておりますけども、その中で保険税の 改定というのはほとんどされていないという現状を説明させていただきました。そういう中で、 今後も安定的にこの会計を維持していくというためには、やはり保険税の改正というのが必要 になりますということをまずはここでご説明をさせていただいておりまして、4ページの今後 の課題と展望の中で、その中でもまず28年、29年の対策というところでございますけれども、 今回 27 年度の決算状況で 1 億 1,300 万円、繰り出しをしておりますが、29 年度についても赤 字が発生するという、この見込みです。その中で、ここに 29 年度の赤字補てん分ということで ゼロにするためには単年度収支3,800万円ですけども、約1億4,000万円入れなければならな いということをお示ししております。この部分が、今後の、来年の話になりますので、その部 分について、このプランの見直しの中でこの部分を含めて収支見通しをつくりますという説明 をさせていただいております。また、それ以降の30年度につきましては、もちろん金額的には お示しできませんけども、やはり今後の安定化ということを考えれば、保険税、道から示され る基準の税率等を含めた納付金の財源確保のための保険税の改正が必要であるという部分。そ れから、それでも赤字になった場合は北海道の財政安定化基金から借り入れというのも必要な ってくるという部分につきましては、やはりこういう考えで今後30年以降進めたいという考え をまずお示しして、この辺のご議論をいただいた上で、ご理解いただくという主旨で今回国保 関係について、一応ご説明をさせていただいたという内容でございますので、ご理解を賜りた いと思います。

〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 8番、大渕です。そこはわかりました。28年、29年についてはわかりました。それで、そうであれば、例えば今のお話にもあったように、現状で推移するならば赤字が出る可能性はありますね。広域化になろうと何だろうとどこからお金がくるわけではないのだから、現実問題としては現状でいけば赤字になる可能性があるわけです。ですから、それは借金しても借金返さなければだめなのだから、それは同じことなのです。だから、そうであれば、そういうリスクを背負っていますということ、今のお話ではそういうリスクを背負っていますということを金額としては盛り込めないけれども、この32年までのプランの中で、そういう視点でこのプランを国保については付加して、プラスして、これを書きたいとこういうことなのですね。そういう意味なのですね。それならわかります。制度の説明をして、それに対することの質疑をいくらやってもどうにもならないのではないかと私は思うのです。そうではなくて、考え方として、プランについてはこういうことだからということで、28年、29年はわかりましたと。そのあとはこういうリスクがあって、こういう危険性があるので、そういう中で、私はあまり賛成しないけども、保険税の改正を含めて考える必要があるということを載せるということですね。それならわかりました。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑のあります方はどうぞ。13番、前田博之委員。

**〇委員(前田博之君)** 今、大渕委員の質問もありました。そのとおりだと思いますし、私も そのように理解していました。それで、質問と答弁を踏まえて確認します。そうすると、午前 中も下水道で言いましたけども、今大黒財政課長からも答弁ありましたけども、この今後の収 支の見込みについては、30 年以降はわからないけども、28 年、29 年で約1億2,000 万円は財 政健全化の見直しの額として出るということでよろしいですね。午前中3億円ありましたけど も、だんだんふえてきますけども、そういうことでいいかということです。それと、制度云々 についても話ありましたけども、その制度の中で今答弁ありましたけども、制度が変わっても 保険税の改正はあり得るということがあったので、それは間違いないかということと、もう一 つは、この同じ表の中でつながっていくのだけども、こちらの重点事項の3ページの26年見て ほしいのです。白老町の1人当たり医療諸費額、これは医療費でいいのですか、42万6,000円 ですね。道を見ると約 37 万円です。医療費は、道は下がっているのだけども、1 人当たりの調 定額見ると、北海道の実績のほうが高くなっているのです。そして、徴収率は、うちは低いけ ど全道がいいと、こうなっています。これを踏まえてお聞きしますけども、こういう状況の中 にあって、今度はこちらの国民健康保険制度の中で、まず8ページありますね、徴収の仕組み。 この中に図表があった中で、ここが非常に意味深な言葉が入っているのです。標準保険料率を 参考にと、こうなっていますね。それで、今度次いくと 10 ページの貸付・交付イメージありま すでしょう。市町村において不足が生じた場合、この保険料全体の市町村保険料収入見込みが

ありますけども、保険料収入額、これは非常によくわからないのだけども、もう1年前だから

ある程度わかっていると思うのだけども、これあたりが、標準保険率みたいのを決めて、それ 以上、先ほど言った今度全道平均で出てくると思うのだけども、それによって、今言ったよう に、ここは当該市町村が先ほど言った保険料を低ければ上げる云々と、値上げしなさいと、そ ういう部分でなっているのかと。ここを見れば下段にありますね。当該市町村が補てんするこ とが基本であると、こうなっているのです。だから、道の制度でいけば、標準保険料率は決め るけども、それ以外についてはあなた方の町村の負担だと。だけど、ペナルティーとして、1 番下にあります。先ほど吉田委員の質問に答弁あったけども、財政安定基金から貸し付けする 場合、収納率の減少、これも一定率あると思います、今の国保もペナルティーがあるのだから。 そして、保険者数の減少、当然、先ほど言ったように、うちでいう3連携やっている部分の何 か部分の制度の中でのチェックあると思いますけれども、そういう部分を含めると、この保険 料収入額が一定決まっていて、すみ塗りというのですか、この部分については会計が赤になっ たら貸し付けはすると、だけどもこれは償還だから、そういうような制約を受けているという ことではないですか。だから当然、今後先ほども議論していますけども、30年以降、まだ制度 がよくわからないからゼロですというけれども、逆に、先ほど言ったこの 26 年度の実績の医療 費とか徴収率を道と比較した場合に、多分もう1年しかないのだけど、担当者会議か何かで一 定のそういう標準算定みたいなのが出ているのではないですか。その中である程度わかってく るのではないですか。では、白老はこの全道平均、この制度に入っても結果的に持ち出しはあ るのだと、そういう部分というのはもう1年前なのだから、試算されているのではないですか。 それによって市町村がどういう条例をつくるとか、条例の準則みたいのは出るとは思うけども。 そこをもう少し、先ほど大渕委員も言ったけれども、そこをある程度、ピンポイントにして議 論しないと、先ほど大黒財政課長が言ったような議論に入っていけないのです。その3点。

## 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

**○財政課長(大黒克己君)** まず1点目の繰出金の関係でございますが、30年からの新たな制度の移行に向けて、やはり29年度中、29年度末で赤字を全て解消するということで考えてございますので、現在ここでお示ししている赤字補てん分という数字がありますけども、この部分については、やはり今回の収支見通しの中では、この赤字補てん分も含めた収支見通しを立てた中で、全体の収支見通しをお示ししたいというふうに考えてございます。以上です。

#### 〇委員長(小西秀延君) 畑田町民課長。

**〇町民課長(畑田正明君)** 私のほうから 2 点ありましたので、お答えします。まず 1 点目の 30 年から保険税の改正はあり得るのかどうかというような部分だったと思うのですが、今回の この資料をつくった中で、そういうことがあり得るというか、可能性が高いというような表現 があたっているかと思うのですけども、今よりは 30 年度広域化になった場合については、数字 としてはこうだからというものはありませんが、当然北海道全体で今度は運営していくという中で、その市町村ごとに納付金とか標準保険料率というのが決められてきます。そういうこと を考えると、当然白老町は今現在、医療費が高いというような部分で、当然その医療費が高い

ところにはある程度保険税も応分の負担は必要になってくると思います。そういうような形が 1点と、ただ、逆に所得は低いと、所得が低いということになると、この白老町は所得は低い のである程度おさえなければならないという、そういうブレーキもかかってきます。そういう ことを含めた中で私ども考えているのは、確率としては何%とちょっと言いませんけども、今 より保険税は上げなければならないのかと、もしくはその納付金という財源を全部払っていく ためにはです。それが変な話ですけども、80%でいいのだと、残りの20%は、それはまた別な 議論になってくると思いますけども、一般会計からというようなこともあり得なくはないと思 うのですけども、ただ、うちの考え方としては保険税で賄って、それを北海道に納めたいとい うような考え方ですので、保険税の30年の保険税の改正はあり得るというふうに私ども捉えて おります。それと、ここに示している30年以降、収支ゼロにしているけども実際はもうある程 度わかっているのではないのかというようなお話でしたけども、正直を申しまして今の時点で もわからない状態です。先ほどちょっとお話ししましたけども、来月の上旬にその説明会がま ずあります。その中では保険料率なり納付金の、今、北海道のほうで各市町村がどうなるかと いう部分、算定している状況なのです。それには、こういう形で積算するのだというものはま だ決まっていませんけども、その積算の方法で今聞いているのは4パターンあるそうです。そ の中で、各市町村のことを考えて、意見を聞きながら、このパターンにしようというものが最 終的には示されてくると思うのですけども、まだそれは決定している状況ではない中で、来月 の上旬に担当者会議の中で試算の結果というのですか、そういうものが示されるというような お話を聞いております。そのときに白老町は大体これぐらいだというようなものが見えてくる のかというふうには考えております。ですので、当然ペナルティーのお話もありましたけども、 北海道の貸付基金、基金があるけども、それから借りるにはある程度ペナルティーが当然ある のではないかというようなお話、それも実際わかりません。それは何回も言うようですけども、 今、北海道でつくっている国保運営方針の中で貸し付けを受ける場合の条件としては、こうい う場合は貸し付けないとか、そういうものは盛り込まれてくると思います。ですので、今私の ほうでこういうことがあったら貸し付けしないというのは、先ほどちょっと言いましたけども 累積赤字を抱えたまま 30 年にきた場合は、そこの一つには貸し付けしませんということは、こ れはまだ決定ではないですけども、貸し付けしないというような情報は入っています。ですの で、前田委員おっしゃるとおり、例えば白老の場合は収納率が低いので、大体標準の収納率と いうのは、一応市町村の中で 92%なければならないというふうになっているのです。ですので、 今の状況だったら 91%いっていないので、それは当然、もしそういうふうに決められれば借り られないというような状況、30年ですからまだわからないですけども、そのときには29年度 で 92%になっているかもしれませんけども、今の時点では借りられない可能性が、収納率に標 準の市町村の標準の 92%というものを当てはめると、今の段階では借りられなく可能性もある というような考え方は持っております。ですので、ここの32年以降、収支ゼロにしているとい う部分でありますけども、本当に見えない部分が正直多い中で、なかなか数字がこういうふう

になるというものが出ない中、本当でしたら 28 年度までで 30 年以降は数字も何も載せないような考え方ではいたのですけれども、それではというようなことで 32 年まで載せた経緯はあるのですが、状況としては今お話したようなところです。

**〇委員長(小西秀延君)** 13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) よくわかりした。それで、今まで財政健全化プラン見直しをやってきて、だんだん、財政当局では増額はこうだという数字はプランの案では示されているけども、こちらから聞かないと、こうだということではなかったのだけども、きょうは下水道、国保、病院もそうです。これは26年の3月に財政健全化プランをつくったときとまた同じパターンになってきているのです。特別会計・企業会計の繰り出しが、一般会計を負担するような非常に大きな会計上の財政を脅かすようなものがあぶり出されてきているのです。これは非常に大変だと思います。これは財政負担に大きな影響になる、一般会計も含めてです。それで午前中の議論、あるいは病院もそうですね。病院建つのがもう4、5年あとではないと使えないとか。そういうことになると、今回の先ほどの下水道の負担金、きょうの国保の負担金も含めて、32年以降、30年度以降絶対出ると思いますけれども、その前に保険税改正もまたするような話も出たけれども、午前中も下水道の使用料どうするかと、4年後見直すと。本当に町民負担が大きくなってくるのです。同じことを言わせてもらうけれども、財政好転していると町当局が吹くけれども。これは職員ばかりではなくて、やはり、きょう古侯副町長来ているけども、町長以下理事者が、よほどふんどし締めてこの健全化プラン見直しを徹底的にあらって議会に出さないと、大きな禍根を残すと思うのです。その辺、もうそれ以上言いませんけども、いかがですか。

〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) これまで、まだまだ残っている部分が国保の問題ではあるのですけども、今までご提案をして、そして議論をしていただいてきた中において、やはり財政的な状況、今後の状況を含めてしっかりとしたプランの見直し、立て方をしていかなければ、決して当初申し上げていたように、財政が本当にこうあり余るようなお金が出てきているかというとそうではないので、将来的な部分も含めて、大変厳しい状況にあるということの認識の中で、どういうふうにして財政規律を守りながら、今後のプランのつくり方、財政の出動をしていくところを考えていかなければならないということは、重々町としてもしっかり進めていかなければならないというふうな認識は持っております。そういう中で、今実際的に病院もそうですけれども、きょうの公共下水道の部分、それから国保の問題、それから今後発生するだろうと思われる象徴空間の中での事業だとか、バイオマスのこともまだまだあります。港も今まで協議の中でありましたけども、そういうふうな大きな課題は十分あるのだというところはしっかり押さえて、そのプランつくり方をご提示、全体的な収支を今後お示しするときには、再度そこのところの状況についてのご説明を申し上げたいと思っております。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑ありますか。

12番、松田謙吾委員。

○委員(松田謙吾君) 今いろいろやっているのだけれども、この今の会議、特別委員会は財 政プランなのです。この財政健全化プランつくったのは、何のことはない、普通のまちに戻そ うというのが、10年間で普通のまちに戻そうと、プランをつくらなければまちが倒産すると、 夕張の次になると。それでプランを、普通のまちにしようということの、このプランの特別委 員会です。言うなれば見直しです。今は2度目の財政再建の見直しです。そうしたら1番の問 題は、普通のまちに戻すにはどうしたらいいか。そのために給与の削減をして、超過税率をつ くって、そして職員を減らして、何とかここまできたのに、何も国民健康保険が赤字になると か何とかの問題も今この場でやるのは筋違いではないですか。私はこの財政再建プランは普通 のまちに戻す、みんなが幸せになる普通のまちに戻す、もちろん普通のまちになったからとい っても赤字の会計もあるし、黒字の会計もあるし、お金の足りない会計もあるし、新たな課税 をしなければならない、負担をしなければならないのもあるけれども、今こういう国民健康保 険のような、ようなというのは悪いけども、これがどうなるこうなるというのが財政再建プラ ンの特別委員会ではないのではないですか。ただこういう長々長々とやっても、もう一度言っ ておくけども、この財政プランは、普通のまちにするために、できるだけ借金を減らして、財 政出動をいつでも普通のまちのようにできるようなプランをつくるのが、私はこのプランの見 直しのやっているところだと思うのだけども、何でこの国民健康保険に1時間も2時間もかけ てやらなければいけないのですか。こんなことは当たり前の話なのです。当たり前の話って、 やるところが違うのではないですか。こんなことをやっていたら、財政プラン特別委員会何日 やらなければいけないのですか。ですから、私は、もう少し本旨にのっとった、目的にのっと ったこの特別委員会に戻さなければだめです。先ほど言った普通のまちに戻して、そしていつ でも財政出動、必要なときに財政を出すようなまちにもう一度戻そうというのが、この特別委 員会の、私は財政再建プランだと思います。それを何か健康保険がどうのとか、これは、健康 保険はたくさんかかったらお金がなくなるのは当たり前の話だし、ですから、これから別な計 画を立ててやり方を考えているわけですから。何かやっていることが私は別のほうにいってい る気がしてしようがないのだけども。どうですか。

#### 〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 今、松田委員からご指摘されたところは、重々理事者としてもしっかり受けとめてやっていかなければならないところだというふうに思っています。ただ、ちょっと説明のほうも制度の説明のところが、今後のというふうな 30 年からのところが、今の段階で見えないのにもかかわらずこういうふうな制度改正があるというふうなことでの、予測に基づいての部分が少し長かったので、その辺のイメージが非常に大きく出たので先ほどの大渕委員からのご指摘も含めてあったというふうに認識しております。ただ、こちらとしては、やはり今後の財政状況を考えたときに、この国保の問題につきましては、非常に大きな財政的な負担も含めてかかわってくる課題ではないかというふうなことで、先ほど大黒財政課長からも答

弁させていただきましたけども、そういうところを踏まえまして、今回の健全化プランの中での議論の一つとしてご提示を申し上げ、今後の課題としての位置づけをさせていただきたいというふうなことでありました。決して、このことをもって、今、見直しのところの具体性をこれを持ち出すことによって欠いていくというか、だめにしていくというのは、そういうふうなことではございませんので、一つご理解をお願いしたいと思います。

**〇委員長(小西秀延君)** 12 番、松田謙吾委員。

**〇委員(松田謙吾君)** 私は何もこの部分、あの部分だめとか、いいとかといっているのでは ないのです。ただ、財政再建プランの見直しという、このきょうやっている特別委員会だから。 そして当初から9項目で話そうということもあった。9項目の中に国民健康保健なんかありま せんね。ですから私はそういうことを言っているのです。先ほど言ったように普通のまちにな らなかったのは何かといったら、バイオマスとか、港とか、こういう事業が大きかったのです。 それから護送船団方式でという言葉を使いながら 300 億の借金を 12 年間で 300 億円借金した。 この 300 億円の借金を 10 年間でどうして払うかというのが、財政再建プランのできた大きな意 義がここにあるわけです。それで2度目になったのだけれども。ですから、今こういう議論だ けこうやっていくと、特別委員会何日やるのかと思って、私はそれをずっと先ほどから考えて いたものだから、今こういう物の言い方したのだけれども。やはり特別委員会のこの目的、趣 旨に沿った、そこのところに沿ったものに集中してやらなかったら、私は意味がなくなるよう な気がするものだから。そして本当の大事な、今まちで大事なことは実質公債比率ワースト2 位、10年たっても今も出ているのですね。ですから、これはなぜワースト2位、いつまでたっ てもワースト2位なのかということとか、バイオマスとか、第3商港区どうやって利用してい くとか、その上に職員給与どうして戻すのだというのが、私は大きなこの財政、この特別委員 会の意義だと思っているものだから、私はこういうお話を今いたしたわけなのです。

〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

**○副町長(古侯博之君)** そこの松田委員のご指摘された部分の趣旨は重々、ご理解をしたいと思っております。何度も繰り返しになりますけども、今後の状況を安易に考えたくないというふうなところの押さえをもって、国保の問題については9項目の中には入っていませんでしたけれども、これから大きな財政負担になりかねないというふうな押さえのもとに、きょう出させていただきました。なかなか制度がまだしっかりしていない部分が多い中でのお話になりましたので、議論のかみ合わないところが随分あったかと思います。その辺のところは本当におわびを申し上げたいと思いますけども、今後、このことについて、どこかでまた議論をしなければならないときが来るだろうというふうに、認識のもとに今後進めてまいりたいと思います。以上です。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方いますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(小西秀延君)** 質疑なしと認めます。それでは、国民健康保険事業特別会計につい

ての説明を終了させていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

### 再開 午後 3時15分

○委員長(小西秀延君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

これから各会派から港湾、第三セクター等改革推進債、事務事業、補助金について、町の質疑をもとに重点事項ごとに討議を行います。

討議にあたっては各会派での協議を踏まえた発言を行っていただきますようお願いします。

各会派より挙手の上、会派名を述べて意見をお願いいたします。討議における意見については、本委員会の報告書を取りまとめる際に重要となりますのでよろしくお願いいたします。討議は各会派からの会派意見を基本に進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。討議で各会派に質問等がある場合は回数を制限いたしませんが、各会派からのご意見が尊重されるようにお願いいたします。そのような進め方でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○委員長(小西秀延君)** それでは各会派から意見が取りまとまっているところから会派名を 述べてお願いいたします。

まず先に港湾からやりますのでよろしくお願いいたします。

11番、西田祐子委員。

**〇委員(西田祐子君)** 会派きずなの港湾事業についての意見を述べさせていただきます。

1点目、第3商港区完成後も年間取扱貨物量は約100万トン前後で推移している。全道の経済状況から見ても利用される見込みもなく、白老町の砂出荷量と推移の将来見込みもないことから、工事を中止すべき。

2点目、事業やプレジャーボートなど別の活用方法を模索するべきである。

3点目、港湾機能施設整備特別会計が平成32年度で終了となる。維持補修費用の確保と繰出 金削減のためにも、上屋の積極的活用に努力するべきである。以上であります。

○委員長(小西秀延君) ほかの会派の方あればどうぞ。

1番、山田和子委員。

- **○委員(山田和子君)** 1番、山田です。みらいの考え方をお示しします。港湾事業につきましては、現状維持の取り組みを理解しました。上屋の活用促進や広域連携を含め、利用される港になるよう全力を注いでいただきたいというふうにまとまりました。以上です。
- 〇委員長(小西秀延君) 3番、吉谷一孝委員。
- **〇委員(吉谷一孝君)** いぶき、吉谷でございます。港湾事業について、当初、製紙会社との利用に関する協議が難しいという状況であることについては、議会での説明でおおむね理解し

たところであります。それを踏まえ、9月26日の答弁では、戸田町長は新たな港湾利用の方向性を探っていきたいと発言されております。当初の利用にとらわれることなく新たな方向性を示すべきであるというふうに思います。それと、港の完成時期を遅らせないためにも、国への予算要望を徹底するべきであるという意見でまとまりました。

〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 8番、大渕です。我々の会派の意見ですけれども、一貫して言ってい ますように凍結をするということ。現段階としては凍結をして、資金をつぎ込むことをやめる と。それは前回の特別委員会の中で意見が二つに分かれているというふうになっているのです けれども、今も出ましたが、第3商港区の利用計画を早急に見直し、作成し、どのような港を 目指すのか、将来展望を示す必要があるというふうにいっているのだけれども、具体的なもの が何も出てないというのが一つあります。これでは私はだめだと思うのです。もう一つは、今、 他の会派からも出ましたけれども、戸田町長がそういうことを述べました。ただ、今、まちが いっているのは大手の製紙会社と協議をしているからと言っているのです。これが現実的には 最大のよりどころなのです。ところが、今もありましたように、2014年の1月9日の日本製紙 の濱沖工場長、当時の工場長がもう断言に近いことを言っているのです。最大で数十億の投資 を要する荷揚げ設備に新たに整備をするのは採算が合わず難しいと、はっきりこれは新聞報道 で出ているのです。ですから、今の状況の中で本当に新たな模索、第3商港区で新たな模索で きるのかどうかということがあります。そういうことでいいますと、この前の特別委員会でも 私言ったのですけども、第2商港区ができたのが平成13年です。第2商港区の完成は平成13 年。平成 12 年の貨物取扱量 90 万 5,000 トンです。25 年度で 106 万トンです。多分、27 年度が 110 何万トンだと思うのです。そうすると第2商港区ができていないときに 90 万 5,000 トンの 貨物取扱量だったのに、第2、第3商港区ができて 110 万トンちょっと、20 万トンちょっとし かふえていないのです。この現実をどう見るかということです。同時にもう一つだけ言ってお きますと、一般会計ですから先ほども申しましたように表に出ていませんけれども、平成27 年度でこの港に対しての単年度の負担5億9,200万円です。100歩譲って、交付税処置が100% されているとして、これは全部町の資料です、100%されているとして、真水で出ているのが1 億 8,900 万円です。 1 億 8,900 万円、真水で出ているのです。これは全部町の資料です。先ほ どの貨物取扱量も全て町の資料です。こういう中で、本当に今この継続するということが論理 的に成り立つのかどうか。これだけ財政、先ほどから議論されている財政が厳しいというふう にいわれ、象徴空間で周辺施設の整備さえ難しいと言われている中で、本当にこれを継続する 意義があるのかどうか。これは、私は町民の皆さんに示すとしても、やはり中止すれとは言い ません、凍結すべきです。凍結をして、そして必要なときに静穏度、あれは83ぐらいだったの ですか、今は80何ぼぐらいまでちょっと上がっていると思うのですけども、やはりそういう中 では私たちの会派は凍結すべきだという意見であります。以上です。

○委員長(小西秀延君) 公明党さんありますか。

6番、氏家裕治委員。

**〇委員(氏家裕治君)** 私たちもいろいろ議論したのですけども、今後 10 年かけて、その先の 利用がどうなるのかというのが本当に不明確であると。そして、私たちは平成 32 年までに終わ るということで、この収支見通しの中で、静穏度の向上につなげて第3商港区の完成を目指す ということに対しては賛成をいたしました。賛成をする以前の議論では、32年までかける必要 はなく、計画どおりつくってしまってくれというのが私たちの本来の意見だったのですけども、 前回のプランの作成時点では 32 年まで延ばすということで納得しました。 ただ、今回のプラン の見直しの上に立っては、なおかつ6年延ばすという話ですね。そうであれば、本当にその先 の利用がどうなるのかというのは本当に見通しがわからないというか、もう見えない。漁港区 だとか、一般会計からの、それだけのお金をかけると今お話ししていましたけども、真水の繰 り出しがある、その部分を、今の狭隘化している漁港区に、しっかりとしたこれからの漁業者 の支援にも向けてお金を使っていくべきではないかと思います。ただ、無責任な言い方ができ ないのですね。これを凍結する、中止することによって、だから今はかけないほうがいいと思 っているのです。凍結することによって、将来そういった船が使われる。使うためにいろいろ な営業展開の結果が出てきたときに、国からの支援を受けられるのかと、そういった予算づけ がされるのかということは、不安材料はありますけども、今の時点で6年先までこの港の工事 を継続するのに何の意味もないような気がしております。ですから、その分の使う金があるの だったら、漁港区の整備だとか、そういったところにお金を使うべきだとそう思っています。 砂の搬出の関係の話も出ていましたけども、はっきり言って今の状態で何ら問題ないわけです ね。今の状態の中で何ら問題なく使われている。今後の搬出の量の、例えば、それがふえる、 ふえないというのは全然未確定な部分でありますので、極端にふえるということは多分考えら れないというところから、現状の港の活用の維持は今のままでも十分できるのだろうというこ とが一つあります。それから、前回、理事者のほうからも説明ありましたけども、先ほど私た ちも言いましたけども、10年先の利活用の計画が何も見えないですね。そうであれば、一企業 のものではなくて、最初はそういったところからスタートしたのかもしれないけども、もうそ ういったところではなくて、やはり全町民にとってどうあるべきなのかということも含めて考 えていかなければいけない、もうそのときにきているのだというふうに考えます。一応、それ ぐらいの形で港については会派としてまとまりました。

○委員長(小西秀延君) 5会派から意見の取りまとめが発表されました。1つの会派は、もう中止して第3商港区、今ある現状でプレジャーボート等の新たな検討をし、一般会計からの繰出金を削減していくべきだという会派と、2会派が凍結という形で、もう製紙会社に関しては断言的に使わないと言われているので、現状の港で問題はないので凍結し、今後の町民のためにどう使うべきかという、その財源を確保すべきというような会派が2会派と、現状維持で上屋の促進を図りながら港の新たな方向性を模索していくべきだという会派が2会派という形で、大きく三つの意見に分かれているかと思いますが、委員会報告としては前回もそうでした

が、3意見を併記するというような形を取ったほうがよろしいでしょうか。 6番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 6番、氏家です。その辺については、今議論踏まえて皆さんにお聞きしていただければいいと思うのですが、先日、苫小牧の港管理者と白老港、苫小牧と白老港の観光や物流両港の利用促進に向けての会議が開かれているのですね。これは、3日ぐらい前でしたか、この辺の内容も、新聞で取り上げられていたものですから、どういった形で話が進んでいるのかということもちょっと話を聞くべきではないのかと思うのです。やはりそういったものも踏まえて今後の港の利活用について、ちょっと議論したほうがいいと思います。今ここで結論を出してしまうと、ちょっと何かどうなのかというちょっと気がしたものですから、その辺について皆さんのご意見をお伺いしておいたほうがよろしいのではないでしょうか。

**〇委員長(小西秀延君)** 苫小牧の港管理者で会議があったのでその経過も意見を入れていったほうがよろしいのではないかということですが。

4番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) 4番、広地です。今の氏家委員のほうからお話あったことに賛成の立場で、まず、私も今各会派のご意見を伺っていく中で、基本的に一本にまとめるというのは無理があると思うのです。議論を尽くしたとしても立場も違いますし、意見も、そもそものその立ち位置も違いますので、各論並記な考えで基本的にはいいと思っています。ただ、比較的大きなくくりの中でまとめられていくのであるとすれば、新たな方向性の部分だったと思います。他会派の意見からも、例えば漁港区やプレジャーボート、そして他港湾との連携というお話も今氏家委員のほうからもありました。経済懇話会の中で、国土交通省の室蘭の港湾事務所の方がいらっしゃいまして、大型客船の導入についてということが報告されました。さまざま新たな方向性ということの追求が進んでいる中で、こういったことは追求するべきだというふうに思います。

**〇委員長(小西秀延君)** 13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) きずなのほうで今報告をしましたけども、若干補足説明させてもらいます。私たちのほうは要点だけ言ったのですけども、公明党さんも言いましたけれども、前回の見直しのとき、32 年まで延ばすといったときは、私たちは一気に整備をして町長がポートセールスというのならやったほういいのではないかと。それでまた今回、今度は6年延ばすということなのです。ということは、静穏度だけの問題なのです。ポートセールスするというけども、大型船が入るにしても、入ることを前提にした議論で静穏度の問題だといって6年延ばしているのです。本来は、本当に大型船、あるいは日本製紙は別にして、それらしい船がいるのなら一気にしなければ、また6年延びるのです。同じことなのです。そうであれば、財政を考えれば、凍結という部分も我々議論あったのですけども、中止という言葉を出しているから言いますけども、中止をしても、今その中で、現状の入れる船を誘致して活用したほうがいいの

ではないかということです。だから中止が否定ではないです。過去にそういうこと言って、また6年延びるのです。もう日本製紙使えないからといって。では、6年間延び延びやって、同じくポートセールスするとか、何万トンの船入りますとなるのですか。そうでなければ、一つの区切りをつけて、今の完成された港で、第3商港区で入れる船の運用、活用、利活用を図り、ポートセールスをすべきではないかという議論ですから、そういう部分がはっきり、先ほど大渕委員のほうからも話されましたけども、町はポートセールスという言葉だけ、抽象的な言葉だけくくって、あとは具体的に言わないのです。この新聞報道も確かに今のところはまだ連携を探るですから、探るのだけども、では、きょう、あしたの問題としても、今の港で、静穏度でどれだけの船が入るのですかと、それに対応する港を利用したほうがいいのではないのかと、長々6年かけてできた果てには、今言ったように日本の経済、北海道の経済、白老も、白老の企業は使わないのですから、そのときに、待ったときに、それだけの港を使うような北海道の経済環境にあるかとこういうことを、先を見通して言っているということを理解していただきたいと思います。

# **〇委員長(小西秀延君)** 8番、大渕紀夫委員。

〇委員(大渕紀夫君) 8番大渕です。先ほどちょっと出ましたけども、港湾連携というのは 議会で何度も何度も、一般質問でも出ているのです。我々もしているのです。我々はもっと早 くやりなさいと何度も何度も言いました。室蘭と苫小牧と白老とで連携組んでやりなさいと、 議会で何度も言ってきました。やっと今実現したというだけの話です。それも今出たように不 透明なのです。否定はしません。それはやはりもうできている部分があるのだから、それは最 大限利用すべきだし、ある意味何というか、苫小牧から回してもらうという表現は悪いけども、 同じように利用できるのであれば、それは利用したほうがいいに決まっています。そこは私も そう思います。それはそういうことです。それから、例えば以前、議会で出ている第2商港区 の一部を漁港区に転用するのはなかなか大変だという話がありました。高さの問題等々いろい ろあると。今、実際狭いわけです。本当に漁師の方々が、今所得が上がっているのは漁業だけ なのです、そう考えたら、やはり第2商港区を一定限度転用し、今第3商港区あるのだから、 そこに 5,000 トン以上の砂の船を入れるというのは、何も反対するものでも何でもないです。 ですから、そういう凍結なら凍結した中で、そういう転換をきちんと出すと。いくらいっても、 ポートセールスも何年言っていますか。前町長からずっとです。今、実現したこと何あります か。そういうことで、今起債で1番大きい額というのは港なのです。周辺整備、周辺整備とい っていますけども、年間の起債の中で港が1番大きいのです。やはりそこにメスを入れないと 私はためだと思うのです。それで両方やったらどうなるかといったら、財政的に厳しくなるの ははっきりしています、両方できるわけないですから。ですから、やはり、そういうことを、 私たちも中止なら中止でもいいです、凍結でなかったらだめだなんて思いません、できれば凍 結のほうが私はいいと思っているけども、だけど、議会というところは、どうみんなの統一的 な意思の中で、その物事をつくっていくか。では、今回のまとめの中で第2商港区の一部を転 用して漁港区でやったほうがいいとみんな言ったら、私はそういう形で議会の意見をまとめるべきです。そういうことを、私は議会として考えるべきだと。まとまらなかったらしようがないから、小西委員長言われたように、これは並列併記しようがないけれども、ただ、そういう議論をきちんとして、そして最大の町民の利益になることを考える。そこのところを原点にやはり考えたほうが私はいいと思います。

**〇委員長(小西秀延君)** 他の港と連携して、その港で沖待ちをするような船、新たな船を入っていただけるように模索していくというのは、これは皆さんの会派で納得できるのかというような。

11番、松田謙吾委員。

○委員(松田謙吾君) 今、連携とかと言ったけれども、あの港はもうできてしまって壊すわけにはいかないのです。できればどんどん使ってほしいのです。ただ、使わないから言っているのです。なぜ使わない港をつくったのかが一つと、なぜ使うように努力しないのかということを言っているのです。だからどこと連携しようが何しようがいいけども、今我々が言っているのは、この財政再建プランの見直しですね。ここからいくと、ここの次の港と連携すれとかという言葉は、私は必要ないと思います。これは言わなくても当たり前の話なのです。先般の新聞を見ると、今行政側もそのために努力しているみたいです。だけど、今議会がそういう言葉を使う必要は、私はないような気がしますけども。ただ、言っておくけども、もうどんどん使ってほしいのです。壊すわけにいかないのだから、何とかしなければだめなのです。ここのところだけで、やはりその他と連携とかといっても、私は室蘭、苫小牧市の市長がああやって言っているけども、パフォーマンスだと思います。苫小牧市自体、物足りないのだから。東部開発の港はがら空きなのだから。室蘭市は1億5,000万トンの港が、今3,000万トンなのだから。白老なんかと連携してもよこすはずがないのです。だから、そういうことも踏まえると、やはりそこまで突っ込まないで書いたほうがいいのではないかと私は思います。

**〇委員長(小西秀延君)** そこまで書く必要はないですか。港を利用していくというのは、これは皆さん当たり前のことだと思うので。

14番、山本浩平議長。

○議長(山本浩平君) 委員ではございませんので、参考までということでちょっと意見を述べさせていただきます。先週の土曜日、苫小牧である披露宴がありまして、非常に長い披露宴、3時間半もの披露宴だったのです。それで、たまたまテーブル席がいろんな人と一緒で、特に岩倉市長と一緒で、すぐ隣ではなかったのですけども、3時間半の披露宴ですからみんないろいろ外交に立って歩いていたりしたものですから、岩倉市長の横があいていたものでちょっといろいろ、この件に関して個人的にです、公式的な話ではないですから、個人的にお話をちょっと聞かせていただいたところ、岩倉市長は非常に積極的であって、具体的にポイントになる開発建設部の方々のお名前もその場で出されていたという事実があります。そして、たまたまこれが新聞に載ったのはこのタイミングですけども、この動きに関しては、もう1年以上前か

ら苫小牧港管理組合の議長が今神戸典臣道議会議員ということもあって、前々から進んでいて、ようやくこういうようなテーブルについたということですから、これに関しては、私は非常に期待のできる話でありますし、先ほど同僚委員のほうから、もうつくってしまったのだからいかに使うべきかと、これが1番大事なことですから、こういう話が本格的にこれから進む可能性のほうが私は強いと思っていますので、その辺のところは、期待できるものだというふうに私は思ってございます。

○委員長(小西秀延君) 苫小牧港との連携は期待できるということですね。 6番、氏家裕治委員。

**〇委員(氏家裕治君)** 今、山本議長のほうからもご意見いただいて、活用される方向性が高 いと、それが、先に言うと、今の計画でいくとうちの西防波堤ができるのは6年後ですね、示 されたのが。6年後ということは38年、そこまで議論を深めて、例えば、静穏度がやっとよく なりましたといって船が入ってくるまで、私はどうしてもその先が見えないのです。ましてや、 その先には、32 年以降、私の予想ではです、32 年で完成して、それ以降、本来であれば港湾の 維持補修にお金がかかってくるときなのです。そういったところにも、例えば港湾管理者とし ては考えていかなければいけない、もうそのときに入るということですね。そういったふうに 考えると、果たしてこの第3商港区、あと32年以降の6年間含めて、まちからの管理者負担金 約 6,000 万円弱のお金を毎年拠出していかなければいけないという話になると、そこで疑問に なるわけです。前回 24 年の組み立てのときにその話をしているはずですし、ましてや、もう今 28 年を迎えて32 年の完成、あと4年、実質3年、目の前にしてこういう話になると、どこま で町民は期待して、どこまで待てばいいのかという話にもなりかねない、もうそのときなのだ と思うのです。だから凍結することがいいのか、また休止も含めていいのか。それともやはり 続行して、つくり上げて、それこそ今から9年後、10 年後の港の活用を夢見るのか。 であれば、 毎年 5,000 万円ぐらいのお金を出していけるぐらいの余裕があるのだったら、余裕というわけ ではないのでしょうけども、もっと違うところにやはりお金を使ったほうがいいのではないか という思いに立っても不思議ではないのではないかと私は思うのです。

**〇委員長(小西秀延君)** 12番、松田謙吾委員。

**〇委員(松田謙吾君)** まず、この話いつまでたってもどうにもならないから、またぶり返してゼロからの出発になります。ですから、先ほどせっかく報告したのですから、報告どおり書いて、この会派はこう言ったと書いておけばいいのではないですか。そういう報告の仕方もあるのではないですか。そうでなかったらまた全部ぶり返しです。

**○委員長(小西秀延君)** やはり先ほど前段で言いましたとおり、各会派でちょっとおのおの考えが違うところがありますので、意見出してもらっていてもちょっと交わらないところはあると思いますので、大まかに3点でまとめて報告書、一旦出させていただきたいと思うのですけども、よろしいですか。

5番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) 違うことをいうのではなくて、先ほど前田委員からも出ましたけども、前に2年でやるというのを6年に延ばすときに、私たちは一気にやるべきだと、前田委員たちの会派もそうだったのです。ところが、6年ということで私たちは最終的に賛成しました。これは、この財政健全化になって初めて、あとまた6年延びるということを示されたのです。それまで全然その話はなかったわけですね。ですから、本当にきちんとした、私たちが議論するときに、そういうものが出されないで、聞いて初めてまだ先4年後の6年、10年延びてしまうという話になったときに、私は今慌ててやる必要はないのではないのという話、見通しも何もないのだというふうに捉えたのです。これは、またその先延びる可能性も絶対あるのだというふうに捉えてしまったのです。ですから、基本的にはそういうことがありますので、ちょっと話ずれたかもしれませんけども、そういうことを行政側がきちんと示さないということ。あのときも議論すごくしたのです。そしてやって出した答えだったのに、その変更を改めていうことはなかったということですね。ですから、そういった面もきちんと明確なきちんと資料を提出してやるべきだというふうに思いますので、そういった先の見えないことにお金をどんどん投資することに対して、私たちは今のところは賛成できる形ではないというふうに捉えたということです。

# **〇委員長(小西秀延君)** 13 番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 今きずなの会派で松田委員が話しました。そのとおりで、今はどう使 うべきか、これまでの分をどう町民に還元するか、そして港の利活用であそこをどう活性化す るかということをまず考えるべきだと思うのです。それで、私たちが憤慨しているのは、32年 度までお金をかけてもやりましょうと、では大きい船も入るでしょう、だけど6年延長しまし た。このときの理由は何だと思いますか、皆さん思い出してください。国が金を出さないから 延ばしたのです。白老町として港をどうするかと議会が議論している中に、みずからの政策形 成というか、港をこうしたいというものがなくて、ただ国の負担金がつかないから6年延ばし ましたです。そして、そのあと今皆さんが議論しているようなことに戻るのです。議会として、 本来やはり政策を議論し、そういう意味でいっていると思います。今言っていることを皆さん それぞれの一般質問でも提案してきているわけです。なぜ、それをこの見直しのときに町当局 が踏まえて、ではこうしたいのだとないのですか。大型船が入って、もう静穏度が今 80 ぐらい になっているわけでしょう。だけども本当に町がどれだけの船、どういう荷役の船を入れるか ということになれば、日本製紙だめですから、当然そこにクレーンを用意しなければいけない とか、そういう部分だとか投資が必要なのです。そういうことも何も示さないで、ただあの港 を使います、使いますといっても、商社もいい返事ないです。そういうことをやはり私は踏ま えるべきだと思います。それをやはり我々先ほど中止と言っているものに結びつくけども、そ ういうことがないのなら、ここではっきり目鼻をつけましょうという考え方です。そういうこ とです。ただ、今の港は十分に静隠度も 80 だか 90 あるのですから、その中で入れる船を使っ て大いに利用してください、そういうことです。それと、先ほども出ています漁港区から第3

商港区までの流動的なよりよい利用方法も考えられると思います。

〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

**〇委員(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。議会のメンバーの中で誰も使ってほしくないなんて 思っている人はいないわけです。これはできているのだから。使ったほうがいいに決まってい るのです。使えばまちにお金が入るわけだから。だけど、その使うための手立てが一つはきち んとしていないということでしょう。ですから、そうであれば、例えば、先ほど出ていますけ れども、その第2商港区の一部を漁港区に転用するとか、本当にそういうことができないのか どうか。やはりそういう方向づけをまちが出さないと、ただ今のままでやっていても何も出て こないですね。そこのところを言っているわけです。だから、書く必要がないということも先 ほど意見が出ましたけれども、要するに、この議会の中で議員が一致できることがあれば、例 えば漁港区をもうちょっと広げたほうがいいということであれば、やはりインカルミンタル壊 してつくるだとかいろいろなことを言っているけれども、結果的にはできないわけだから、そ うであれば、やはりそういう方向づけを議会が提示するのも私は一つの手だというふうに思っ ています。ですから、議会が全体として一致できるのであれば、ぜひ私はそういうものを載せ られるのなら載せたほうがいいのではないかと思うけれども。もちろん一致できないことを載 せなさいとかそんなことを言っているのではないです。一致できる、本当に今漁業が必要で第 1次産業が必要だとしたら、そういうものが本当に必要だったらやはりそこに主の力を移すと いうことは必要だと思うのです。それを議会の中で一致できれば、それは載せてやっていただ くと。やれと。

**〇委員長(小西秀延君)** 9番、及川保委員。

○委員(及川 保君) 9番です。この港湾については、今出されたように三者三様であります。これはやはり議会として、ことがここに至っては、実は私たちも非常にこの港湾の問題については、実際に使われていない、使われないという状況を、非常に苦々しくずっと思っていることは間違いないのですけども、さらに、この静穏度の部分で、もう既にできあがって80数%という話がありました。そういう中でさらにまたこの静穏度の部分を6年間延ばすということ自体が、非常にどうなのかという部分です。さらに、私どもの会派の同僚委員の中からも、例えばその漁港区の問題が出されております。これは私たちも同じなのだけども、今皆さんからも出ております。こういうことが実際に問題として出ている以上は、やはりこの議会として何だかの一致した部分を示していかないと、ただその会派の中で個々の議員が一般質問しました、代表質問しましたという中では、なかなかまちの動きがない。こういう状況がずっと続いてきているわけです。となれば、せっかくのこの特別委員会なのだから、三者三様の意見を述べて報告するのではなくて、やはり今、大渕委員がおっしゃったように、何らかのその一致点を見つけて、そこできちんと町側に報告すると。こういうことを議会の力としてまちを動かすことをぜひやっていきたいというふうに思うのですけども委員長いかがでしょうか。ただ併記しただけでは、私はどうも、委員長に聞くのではないですね、何の力も発揮できないのです。

このあたりは何とか意見の一致をしたいと思うのだけどもどうでしょうか。

○委員長(小西秀延君) まず一致できるところは皆さんの会派は、きちんと利用をしていただきたいというところは、これは一致できると思うのです。一致できないところは先ほど言いましたとおり、中止、あるいは凍結という会派もあると。ただ、静穏度も考えて、一旦やめてしまったらもう国からお金はつかないだろうと、とりあえずは延びてもつくっておくべきだという会派があるというところがちょっとやはり違うところなので、利用計画はきちんと立てていただくという、方向性を新しく見出していただくというところは、プレジャーボートも含めて、漁港区も含めて、そういう新しい展開は考えられないのかというところは一致できると。ただ、一致できないところは先ほど言ったところがあるという意見でまとめさせていただきたいと思いますが、それを一旦委員長、副委員長のほうでまとめてみますので、それをまた皆さんに見てもらうという形でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○委員長(小西秀延君)** それでは港に関してはそのように進めさせていただきたいと思います。今現在あるところに、一般会計のほうにも回すということですね。港に回っている財政的に苦しいというところに、今まわっている1億8,900万円の真水分がやはり厳しいというところは指摘しておきたいと思います。これから5,000何百万円ですね。失礼しました。約5,700万円ですね。そういう形で1回まとめさせてもらいたいと思います。

それともう一つ、時間も4時過ぎてきましたので、第三セクター債だけやっておきたいと思いますが、第三セクター債につきまして、各会派のご意見をいただきたいと思います。第三セクター債はそんなにあれかと思うのですけども。

8番、大渕紀夫委員。

- **○委員(大渕紀夫君)** 8番、大渕です。第三セクター債につきましては、これはもうこの間の議論の中でもあったように、質疑の中でもあったようにどうのこうのということではないのです。ただ繰り上げ償還ができるのであれば1年でも2年でも早く繰り上げ償還をすべきというのが我が会派の意見であります。以上です。
- **〇委員長(小西秀延君)** 6番、氏家裕治委員。
- ○委員(氏家裕治君) 6番、公明党の氏家です。うちの会派は、今の第三セクター債の議論 云々ではなくて、第三セクター債はこのまま継続して今までどおり支払いはしていかなければ いけないのだけども、1番大事なことは一日も早く1社でもいいから、1件でもいいから多く の工業団地の売り払い、そういったところにしっかりやはり取り組まないと。ただ借りたから、 支払っていくみたいな感覚で捉えられたら、これは町民たまったものではないですね。だから、 そこだけは、皆さんここについては同じだと思います。 そういうところだと思います。
- **〇委員長(小西秀延君)** 11番、西田祐子委員。
- **〇委員(西田祐子君)** 私たちの会派も公明党さんと同じであります。1平米当たり工業団地4,500円、臨海地区9,400円、石山特別地区5,400円、全て売却して約11億9,978万3,000円、

これだけの資産を凍結することなく、やはり売却や貸し出しの努力を怠るべきではないし、前向きにどんどん進めるべきであるという意見であります。

- ○委員長(小西秀延君) 工業団地、臨海部を含めて売り払いに力を入れるということですね。
- ○委員(西田祐子君) 売り払い、貸し出しです。
- ○委員長(小西秀延君) 売り払いと貸し出しですね。

11番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) つけ足します。この貸し出しというのは工業団地もそうなのですけども、臨海部のほうなんかは特にそうだったのですけども、ブロックの土地とかを企業に貸していますね。料金が年間 500 万円とか、600 万円とか結構あったら、それなりの収入になるわけだから、そのことをきちんと会計上もやるべきだという考え方で貸し出しに努力してくださいということを言っているのです。

**〇委員長(小西秀延君)** ブロックヤードを貸し出しもということですね。利用してもらうという。利用料もらえるから会計にいいということですね。みらいさん、いぶきさんも。

3番、吉谷一孝委員。

**○委員(吉谷一孝君)** いぶきの吉谷です。第三セクター債については、説明で十分理解できました。ほかの方々も言われた意見についても納得するところでありますが、着実に計画を実行していただきたいというふうなことで意見がまとまりました。

**○委員長(小西秀延君)** 売却、利用はなしということで、償還については計画どおりという ことですね。

1番、山田和子委員どうでしょうか。

○委員(山田和子君) 1番、山田です。みらいはちょっと、みらいの理解がちょっとほかの会派の方とちょっと違うのですけれども、2013年6月の外部有識者の第三セクター債の繰り延べは長期金利の上昇リスクがあるとの認識が必要といった見解が示されて、現行と15年、20年償還額の比較の説明もあって、早目に繰り上げ償還することに対しては一定の理解を示すところであるのですけれども、毎年500万円程度の繰り上げ償還を実施することによって、先日の説明では平成42年度までに約290万円の利子の圧縮しかないという説明の理解をしているのですけれども、このことから、財政好転の町民の目に見える形のために財源をそちらのほうに活用してはいかがというふうに意見が出ていましたのでご報告いたします。500万円を町民の目に見える形のものに使っていってはいかがかということです。

**○委員長(小西秀延君)** 繰り上げ償還すべきという会派もありましたが、逆に繰り上げ償還しても 290 万円ぐらいしか利子の圧縮ができないので、その分を町民サービスに回すべきだということ、毎年の 500 万円をということですね。太陽光施設の土地貸付料を毎年 500 万円繰り上げ償還してくということになっているのですね。

6番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 6番、氏家です。今、山田委員から出された話、一般会計から例えば

繰り上げ償還にあてていくという部分であれば、今の山田委員の話わかるのだけども、そうではなくて、例えばその太陽光発電から出る固定資産税等々を繰り上げ償還に回すということであれば、それは一般会計に1回入るのだけれども、でも、それは、私は理論的には、例えば効果額として200何十万円しかお金の圧縮にはならないかもしれないけども、でも、実際工業団地というか、そういったところから上がってくる太陽光発電の固定資産税だから、私はそちらに回したほうがいいと思うのです。仮に200何十万円かもしれないけども。今までは特別会計があったから特別会計の中でやっていたかもしれないけども、今は工業団地売れれば一般会計に1回入るのでしょう。そこから特別基金か何かでも。ただそこを通すだけだから。その辺の議論は何が入ってだめ、何が入ったらいいとかという問題ではなくて、そういった工業団地の売り払いだとか、そういったものについては、極力繰り上げて返していくのは、何か私たちはそういうふうな感覚でいたものだから。

**〇委員長(小西秀延君)** 11 番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) 私も先ほど言いましたけども、売却や貸し出しの努力をすべしと言っているのです。せっかく貸し出ししても、一般会計に入ってしまうからと町民のそちらのほうに還元に使ってしまったら、では何のための第三セクター債の金額が、借金が減っていくのかというふうになってくると思うのです。やはりそこはきちんと、たとえ一般会計に入るとしても、けじめをつけてやっていくべきだと私は思います。

**〇委員長(小西秀延君)** 1番、山田和子委員。

**〇委員(山田和子君)** 1番、山田です。第三セクター債の場合は金利も大変低くて粛々と返していってもいいのかというふうに考えたのですけども、皆さんが土地の貸付料、いわゆるその工業団地分の収益はそちらの償還にまわしたほうがいいというご意見であれば取り下げますので、そちらのほうに賛同いたします。

○委員長(小西秀延君) 土地売り払い収入があった場合も、その収入を原資として繰り上げ 償還を行うという基本原則に立っていますので、そこにかかわるものはやはり繰り上げ償還し ていくべきということで一致できるのであれば一致したほうがいいのかと。一応、そういう基 本方針はそれでいいということでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(小西秀延君)** それでは、そのようにここは全会一致ということで、繰り上げ償還していくべきということで、あとはその計画どおりに進むべきという形で特別委員会からの意見というふうにさせていただきたいと思います。

以上、きょうは4時過ぎていますので、本日は2点といたしますが、事務事業、そして補助 事業、そしてこれまで説明を受けているところはこのように討議として皆さんから各会派の意 見をいただいていきたいと思いますので、随時各会派で会派会議を設けていただきまして、今 まで説明受けているところは意見の調整をしてもらうようにお願いしておきたいと思います。

それでは、これをもって討議を終結いたします。

今までのところ2点終わりましたが、正副委員長に意見をまとめるのを一任していただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長(小西秀延君)** ご異議なしと認めます。それではそのように取り扱いをさせていただきます。

次に、次回の特別委員会の開催についてでありますが、11月2日水曜日、10時からとなっております。バイオマス燃料化事業について説明を受け、質疑を行います。また、本日質疑を行った公共事業と国民健康保険特別会計の討議も順次、事務事業、補助事業から続けてまいりたいと思いますので、各委員には出席方よろしくお願いいたします。

11月10日木曜日の調査事項は、公共施設についてということで開催通知をしておりますが、調査事項として、町立病院事業及び収支見通しを追加して、それぞれ説明を受け、質疑を行う予定としておりますので、ご承知おき願いたいと思います。

11月10日以降の開催日の日程につきましては、11月14日月曜日、重点事項の質疑及び討議を予定しております。皆様には別途開催通知を送らせていただきます。また、本委員会における審議の進捗状況により、日程追加の可能性もございますのであらかじめご承知おきを願いたいと思います。その他、皆さんから何かご意見はございませんか。

14番、山本浩平議長。

○議長(山本浩平君) きょうの討議なのですけども、私は勝手に思っていたことなのですけども、町側もこの場にいて討議の話を聞いているものだと思っていたのです。もしかしたら各部署でインターネットで聞いているのかもしれませんが、本会議等で意見書案のときも残っていますね。こういう大事な我々のこの討議、これはそれぞれ会派の意見、生の意見が出るわけですから、できればやはりこれは町側も率先して私は出席するべきだと思うのですけども、その辺の何か打ち合わせみたいのはしてあるのですか。必要がないということでそこをやったのでしょうか。

○委員長(小西秀延君) 一応、前回も各委員、議会議員同士の質疑は別にいたしまして、討議の場は委員会の報告書をまとめるための場ということで、議員間同士の話し合いということにしていますので、町側の出席はいらないということで調整をしております。ただ、ここでまとめたものは委員会報告で町側に特別委員会からの意見として町側に提出するということにしておりますので、まとめたものも町側に見てもらうということにしたいと思います。それでよろしいですか。前回と同じような進み方です。

◎閉会の宣告

○委員長(小西秀延君) これをもって、本日の特別委員会は閉会いたします。

(午後 2時30分)